

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第26回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成23年7月29日(金)午後6時00分～午後8時10分		
開催場所	本庁舎3階 第一会議室		
出席者	委員長	坪郷 實	委員
	副委員長	浅野 智彦	委員
	委員	遠藤 圭司	委員 白井 亨
		杉本 早苗	委員 馬場 彬暢
		福井 高雄	委員 五島 宏
		高橋 雅栄	委員 山下 光太郎
		上原 秀則	委員 本多 龍雄
市長	佐藤 和雄		
事務局	企画政策課長	西田 剛	
	企画政策課長補佐	天野 文隆	
	企画政策課主査	早坂 嘉人	
	企画政策課副主査	工藤 真矢	
傍聴の可否	可	一部不可	不可
傍聴者数	2人		
<p>【会議次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員長の互選について 4 副委員長の互選について 5 市民参加条例の概要について 6 推進会議の運営等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議録作成の基本方針 (2) 推進会議の開催時刻等 7 市民参加条例運用状況等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成23年度市民参加条例対象附属機関等設置状況 (平成23年4月1日現在) (2) 平成22年度審議会等の公募結果 (3) 平成22年度パブリックコメントの実施状況 (4) 第3期からの申し送りの検討項目 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の手法 ・自治基本条例 ・市民と市との日常的な協働(条例第24条)についての具体的な検討 (5) その他 8 次回推進会議の開催日について 9 閉会 			

【会議結果】	会議録ページ
1 開 会	P1
2 委嘱状の交付	P2~P6
3 委員長の互選について	P6~P7
4 副委員長の互選について	P7
5 市民参加条例の概要について	P8~P12
○事務局から説明	
・市民参加条例の制定までの過程及び概略について	P8
・市民参加条例の各条文の解説	P9~P11
【主な意見】	
・平成23年の7月に追加版がでていたため、再度それを加味した改訂版を作成していただきたい。	P12
6 推進会議の運営等について	P12~P17
(1)会議録作成の基本方針	
前回までの会議録の作成方法と同様に、全文記録を行い、会議録の冒頭に要点をまとめた会議結果をつけることとした。	P13~P15
(2)推進会議の開催時刻等	
金曜日の午後6時からおおよそ2時間程度開催することとした。	P16~P17
7 市民参加条例運用状況等について	P17~P20
(1)平成23年度市民参加条例対象附属機関等設置状況 (平成23年4月1日現在)	P17~P18
(2)平成22年度審議会等の公募結果	P18
(3)平成22年度パブリックコメントの実施状況	P18
【主な意見】	
・公募の際の年代別の状況について、資料の提出をお願いしたい。 →事務局回答：わかる範囲で確認を行い、次回以降の会議で提出をすることとした。	P18~P20
(4)第3期からの申し送りの検討項目	P20~P28
【主な意見】	
・第1期から第3期までの議論の要約はないか。 →事務局回答：本日提出した資料の中にはないが、第1期から第3期までの提言等について簡潔に説明を行った。	P22~P23
・議会基本条例の策定に向けて、自治基本条例について検討項目に盛り込んでほしい。情報共有のために前期の資料がほしい。 →委員長回答：自治基本条例を作るとなると市民参加条例との関係、あるいは市民参加について問題になってくるかと思っており、今後議論することになるかと思う。情報収集についても必要になるかと思う。	P23
・委員会によっては同じテーマを話すことがあるため、情	P23
	P23~P24

<p>報交換のやり方について検討されているのか。</p> <p>→事務局回答：現段階では方針は決定されていないのでこの委員会の中で要望があったことについて対応を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言については事務局に任せるのではなく委員会で作成するのを目指したい。また、市民参加の拡大として場を設け、出てきた意見を各附属機関で審議する仕組みを作りたい。 <p>→委員長回答：具体的な議論が出れば委員でまとめるのもよいと考えている。一部附属機関でも市民討議会等を実施し、いろいろな市民参加の手法が試みられているので、多様な手法が行われるような仕組みを含めて議論していきたいと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討事項の要点をまとめていただいたほうが判断しやすい。 <p>→委員長回答：市民参加の手法の一覧表を次回参考資料として提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のあり方検討委員会の現在の様子を知りたい。また、いずれ協働のあり方検討委員会の委員の方々と話をする場を設けていただきたい。 <p>→委員回答：契約のあり方のルールを決め、これからまとめていくところである。現在までにやってきたこととして全課に協働のあり方についてアンケート調査を実施し、一部の課にヒアリング調査を行った。</p> <p>→事務局回答：情報交換の場について、申し入れることはできるが、先方の意向もあるため、意見交換ができるできないの判断を申し上げる時期ではない。</p> <p>(5)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共推進会議、寄附税制の仕組み、次回の会議までの資料要求について説明及び確認を行った。 <p>【要求内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の公募市民の参加状況等について調査していただきたい。 <p>→事務局回答：当市のみにおいても調べきれない部分があるが、可能な限り、できる範囲で調査結果を出せればと考えている。</p> <p>8 次回推進会議の開催日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月18日午後6時から開催することとなった。 <p>9 閉会</p>	<p>P24~P25</p> <p>P25~P26</p> <p>P26~P28</p> <p>P28~P31</p> <p>P30</p> <p>P31</p>
<p>【提出資料】</p> <p>1 小金井市市民参加条例</p>	

- 2 小金井市市民参加条例施行規則
- 3 平成23年度市民参加条例対象附属機関等設置状況
- 4 公募委員状況一覧（平成22年度）
- 5 パブリックコメント実施状況（平成22年度）
- 6 小金井市市民参加条例概要
- 7 小金井市市民参加条例の手引（改正分）
- 8 小金井市市民参加条例の手引（青い冊子）
- 9 新しい公共推進会議資料（坪郷委員長）

第26回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成23年7月29日（金）午後6時00分～午後8時02分

場 所 第一会議室（本庁舎）

出席委員 12人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 遠 藤 圭 司 委員 白 井 亨 委員

杉 本 早 苗 委員 馬 場 彬 暢 委員

福 井 高 雄 委員 五 島 宏 委員

高 橋 雅 栄 委員 山 下 光 太 郎 委員

上 原 秀 則 委員 本 多 龍 雄 委員

欠席委員 0人

市 長 佐 藤 和 雄

事務局職員

企画政策課長 西 田 剛

〃 課長補佐 天 野 文 隆

〃 課主査 早 坂 嘉 人

〃 課副主査 工 藤 真 矢

傍 聴 者 2人

（午後6時00分開会）

◎事務局 それでは、大変お待たせいたしました。

ただいまから、第26回的小金井市市民参加推進会議を開催いたします。

なお、推進会議の会議開催中は、平成17年1月からの第1期推進会議から通算で呼んでおります。それで本日、第26回ということになります。

今回は第4期になりますが、前期第3期の委員任期は平成23年5月21日までとなっておりましたので、現時点におきましては、委員の委嘱が行われていないという状態になってお

りまして、正式には市民参加推進会議を今開いているという状態ではございませんが、委嘱も含めまして市民参加推進会議に準じた会議と位置づけまして、進行させていただきたいと存じます。

本日は、本当にお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。委員委嘱が終わりますまで司会進行を務めます企画政策課長の西田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

初めに、委嘱状の交付を行います。市長、よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

◎事務局 ありがとうございます。申しおくれましたが、白井委員につきましては、出席が出来るとの連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、佐藤小金井市長からごあいさつさせていただきます。市長、よろしく願いいたします。

◎佐藤市長 それでは、皆様、改めまして、こんばんは。

本日は、お忙しい中、市民参加推進会議にご出席いただき、本当にありがとうございます。

皆様、よくご存じのとおり小金井市の市民参加条例は平成16年4月1日から施行されました。市民の方々のさまざまな意見を整理、反映し、市民と市との協働によるまちづくりを推進するためにこの条例は制定されたわけであります。

私は今年4月24日の地方選挙で初当選させていただきましたけれども、この政策の中で、これからの自治体運営にとって最も重要なものは市民参加である、そして市民との協働であると掲げています。そして、それらの市民参加と市民の協働の土台になるのは、やはり市民の市政への信頼ではなかろうかと考えております。信頼を構築するためにはわかりやすい市政運営に心がけなければならないと考えています。

市民参加推進会議は、平成17年から第1期、平成19年から第2期、平成21年からの第3期に引き続き、今回は第4期の委員として皆様にお集まりいただきました。市民参加推進会議は、改めて申し上げますと、市民参加条例の適正な運用状況を審議するための機関として設けるものでございます。市政と市民参加のあり方につきまして、活発なご議論をお願いしたいと思います。委員の委嘱に当たりまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 どうもありがとうございます。まことに申し訳ありませんが、市長はこの後、ほかの公務がございまして、ここで退席させていただきたいと存じます。

◎佐藤市長 失礼します。

(市長 退席)

◎事務局 それでは、委員委嘱の関係で、まず事務的なご説明をさせていただきます。

推進会議の委員の任期につきましては、本日から2年間となります。お手元の委嘱状に書い

てあるとおりでございます。

それから、委員の承諾書です。それと、報酬の口座振込依頼書につきましては、お手元に配付してございますので、お帰りの際に事務局にご提出をよろしくお願いいたします。

それでは、本日は委嘱も終わりました、第4期の推進会議の第1回、通算26回の会議ということでございますので、ここで各委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

では、順番にお名前を申し上げますので、お1人ずつ自己紹介という形をお願いしたいと思います。なお、先ほども申し上げましたとおり、白井委員からは出席が出来るということでご連絡いただいております。

最初に、学識経験者委員の坪郷先生のほうからお願いいたします。

◎坪郷委員 坪郷といいます。よろしくお願いいたします。

早稲田大学の教員です。私は3期も委員を務めまして、今回2期目なんですけど、大学での専門は政治学で、市民参加、あるいは市民活動について最近では調査をやっております。皆さんといろいろ議論するのを楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。続きまして、学識経験者委員の浅野先生、よろしくお願いいたします。

◎浅野委員 浅野智彦と申します。よろしくお願いいたします。

市内にあります東京学芸大学という大学で社会学を教えております。私も前期に引き続き2期目になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。続きまして、市民委員の遠藤委員、お願いいたします。

◎遠藤委員 梶野町に住んでおります遠藤圭司と申します。一応いろんな形で地域での活動ですとか市民活動に携わってまいりまして、事前にいただいた資料にもありますように若年世代、20代、30代を含めて、なかなかこういう形で市政、まちづくりに参加することがもっと増えればいいなと思っております。声にならない声、言葉にならない言葉を、どういう形で、どのように目に見える形で市政に反映させていくことができるか、前期までの議論を踏まえて、皆さんといっしょにまた議論することで審議に貢献していけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。続きまして、市民委員の杉本委員、よろしくお願いいたします。

◎杉本委員 前原町に住んでおります杉本です。よろしくお願いいたします。

都市計画マスタープランやまちづくり条例の策定委員にずっと参加してまいりまして、職員の方とともに作ってまいりましたけれども、もう一つは合意形成というプロセス、決定までの合意の過程がまだまだ私には不明確、納得のいかないものがありまして、ぜひこの機会に、どうしたら決定に参加することが市民ができるのかというところを皆さんと一緒に、そこら辺が議論できればと思って参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。続きまして、市民委員の馬場委員、よろしくお願いいたします。

します。

◎**馬場委員** 本町3丁目に住んでいます馬場です。よろしく願いいたします。

仕事を7年前にやめて、それから町に恩返しをしたいと思って、町会の仕事を始めました。町会の存在意義というのが今非常に薄れていて、きずなが希薄になっております。それを何とかつなげようと思って、防災活動を町会に組み入れて、今年ようやく自主防災組織として認められます。そんなことをやっているときに今回の機会を得て、参加させていただきました。よろしく願いいたします。

◎**事務局** ありがとうございます。続きまして、市民委員の福井委員、よろしく願いいたします。

◎**福井委員** 前原町に住んでおります福井と申します。小金井では、住みまして42年目ぐらいになるんですけど、1年半前まで民間企業で都心のほうに勤めておまして、その後、実際は1年半前にリタイアしたんですけど、その後、リタイアしたら、小金井市にどっぷりつかろうということで、四、五年前からいろいろ行政関係とかアプローチしまして、勉強したというプロセスで、去年の7月、公民館本館の企画実行委員ということで、高齢者学級的なシルバー大学とか成人学校とか、あと、まちづくり講座とかということを企画、運営しながら地域の方と一緒に協働ということのあり方も含めまして勉強していきたいし、サポートしたいということで参加しました。よろしく願いします。

◎**事務局** ありがとうございます。続きまして、市民団体代表委員の五島委員、よろしく願いいたします。

◎**五島委員** NPO法人「ひ・ろ・こらぼ」の理事をしています五島といいます。ひ・ろ・こらぼの理事になってからは8年ぐらいになるのですが、僕は国立市に住んでいて、国立市でも市民参加条例だとか都市計画マスタープラン、まちづくり条例、防災計画の見直しだとか都市マスタープランの見直しだとかにいろいろかかわってきて、その経緯もあって、小金井の人とも知り合いになって8年ぐらいかかわってきています。簡単に言うと、小金井の人たちともっと知り合いになろうかなというモチベーションもあって参加しました。よろしく願いします。

◎**事務局** ありがとうございます。続きまして、市民団体代表委員の高橋委員、お願いいたします。

◎**高橋委員** 高橋雅栄です。よろしく願いします。

私は、小金井市で子育て支援の活動をしております。任意団体なんですけれども、子育てサロン@SACHIと、あと、ホームスタート・小金井の代表をさせていただいております。この会合に子供たちや子育て世代の若いママやパパたちの意見も反映させたいと思ひまして参加させていただきました。市では、やっとなんか来て協働ということを市民と一緒に考えるような機会が増えてきたかなと思っております。そういう意味でも、この会議はとても大事な会議なのではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。続きまして、市民団体代表委員の山下委員、よろしくお願いいたします。

◎山下委員 初めまして、山下と申します。私は小金井青年会議所という市内や近隣で働く20歳から40歳の青年で構成される任意の団体の一員として、こちらのほうに出向させていただいております。実際問題、私どもの世代がいかにして参加するかということ、私も前回の会議途中から参加させていただいておまして議題に上っております。かといって、私どももいろいろなイベントを企画する中で、参加していただきたい層というのが私たちと同じ年代ということ、皆様、助言というところちょっとおこがましいかもしれませんが、実際に活動している実態と、逆に多くの市民の方々を巻き込むためにはどうしたらいいかということと一緒に考えていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。次に、市職員委員の本多委員、よろしくお願いいたします。

◎本多委員 皆さん、こんばんは。総務部長をしております本多と申します。

この委員には、20年4月から委員として参加させていただいております。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。次に、市職員委員の上原委員、よろしくお願いいたします。

◎上原委員 皆さん、こんばんは。小金井市におきまして、企画財政部門を担当させていただいております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎事務局 ありがとうございます。以上で委員の自己紹介を終了させていただきます。

引き続きまして、この推進会議の事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局は、小金井市役所企画政策課が担当いたします。まず、企画政策課長補佐の天野でございます。

◎事務局 企画政策課長補佐の天野と申します。よろしくお願いいたします。

◎事務局 続きまして、企画政策課主査の早坂でございます。

◎事務局 早坂です。よろしくお願いいたします。

◎事務局 続きまして、企画政策課副主査の工藤でございます。

◎事務局 工藤です。よろしくお願いいたします。

◎事務局 最後になりましたが、先ほども申し上げました私、企画政策課長の西田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより第26回の推進会議ということになります。

始まります前に、第4期推進会議委員の選考経過等についてお話を簡単にさせていただきたいと思っております。

第3期の委員任期は、先ほど申し上げましたように平成23年5月21日までということから、平成23年4月1日号の市報等によりまして、4月1日から5月2日まで市民公募委員5人及び団体代表委員3人の募集を行いましたところ、市民公募委員が5人に対し9人、団体代

表委員は3人に対し1人の応募がございました。庁内に設置いたしました選考委員会で、選考基準に基づき選考を行い、市民公募委員5人、団体代表委員1人を決定いたしました。

その後、団体代表委員2人につきましては、各団体の推薦により選出させていただきまして、学識経験委員に前期、第3期から引き続きまして坪郷委員、浅野委員をお願いすることが決定いたしました。それで本日発足を迎えたということになります。概略ですが、以上、報告させていただきます。

それでは、委員長の互選につきまして、これから次第に従いまして、次第の3番になりますけれども、委員長の互選を行いたいところですが、白井委員が今ご到着されましたので、委員のご紹介を今、自己紹介をずっと順繰りしてまいって、事務局の紹介まで終わったところなんですけれども、できましたら、着いた当初でまことに申し訳ないんですけども、自己紹介をお願いしますでしょうか。

◎白井委員 遅くなりましてすいません、白井亨といいます。今回、公募市民委員に選ばれたということで、今、ほかの委員会に参加しておりまして、協働のあり方等検討委員会ということで、そちらの市民委員でもあります。昨年子供が7月に生まれまして、それまでは本当に全くこういう市民活動とか、もしくは市政ということに関しては興味がなかったんですけども、子供が生まれたことがきっかけで、こういうことはもっと私自身も参加していかないとけないなということの意識を持って取り組ませていただきますので、まだまだ素人ではありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、3番の委員長の互選についてよろしくお願ひしたいと思えます。慣例によりまして、市職員委員の上原委員、座長のほうをお願いいたします。

◎上原委員（座長） それでは、改めましてこんばんは。上原でございます。新しい委員長が決まるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、第4期の初めての委員会でございますので、委員長が決まるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。直ちに議事に入ります。

議題は、「委員長の互選について」でございます。

委員長の選出につきましては、市民参加条例第28条第3項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなつてございますが、いかがいたしましょうか。山下委員、どうぞ。

◎山下委員 前回に引き続き坪郷委員がよろしいかと思えます。

◎上原委員（座長） ただいま坪郷委員をという推薦がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

◎上原委員（座長） よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎上原委員（座長） では、ご異議なしと認めます。委員長に坪郷委員をお願いしたいと、こ

のように思います。

それでは、坪郷委員が委員長になられましたので、どうぞこちらのほうでお願いしたいと思います。これで私の職責は終わりました。どうもありがとうございました。

(委員長席へ移動)

◎坪郷委員長 それでは、皆さんから選出されたということで委員長を務めさせていただきますので、何卒よろしく願いいたします。

それで、議題4になりますが、委員長の互選の後は、副委員長の互選をするということが次の課題になります。同様に副委員長につきましても互選ということですので、自薦、他薦問わずどなたかいらっしゃいませんか。どうぞ。

◎山下委員 前回に引き続き浅野委員がよろしいかと思えます。

◎坪郷委員長 今、学識委員の浅野委員というご指名がありました、ほかにはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎坪郷委員長 よろしいでしょうか。じゃあ、浅野委員が副委員長を、引き続きですが、お願いいたします。

一応何か一言あれば、先ほど自己紹介をしたと思うんですが、よろしければ。どうぞ。

◎浅野副委員長 改めまして、浅野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

前期も副委員長を務めさせていただきまして、あまりきちんと仕事ができなかったんじゃないかという後悔の念が少しありまして、今期は前期の経験を生かす形で、もう少し力になれる形で参加したいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございます。3期のときは、浅野委員は、今日も幾つか皆さんの発言の中にもありましたけれども、若者とか青年の問題が専門で研究調査などをやられておられますので、第3期は特に青年層の参加のあり方について問題提起をしていただきいろいろ議論しました。ただ、具体的な参加をするにはなかなか問題が難しく、どういうふうにやればいいのかというのは、まずは議論を始めたところで、これからさらに議論する必要があるだろうと私も考えております。さらには、皆さんはいろいろな問題意識を持ってこの場に参加されたと思いますので、皆さんからもいろいろ問題提起をいただきながら、いろんなテーマについて関連で議論していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それで、委員長、副委員長が今日、今選出したところですので、議題については事務局のほうで準備していただいた次第に従って、今日は、第1回目の会議としては必要最小限の事項について議論するというので、この後、議題5以降ですが、取り上げて進めていきたいと思いますが、皆さんのほうからいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、今日は、事務局の準備した議題で進めさせていただきたいと思えます。

本日は、事前に幾つかの資料は委員あてに配付されていると思いますが、本日の資料なども

ありますので、ひとまず事務局のほうから説明を、特に市民参加条例の概要等についてお願いをまずしたいと思います。それではお願いします。

◎事務局 それでは、座ったままで失礼いたします。

最初に、市民参加条例の制定過程ということで説明させていただきたいと思います。

この市民参加条例につきましては、公募の市民3人の委員を含めまして、10人の委員で市民参加条例策定委員会を平成13年、10年前になるんですが8月7日に第1回を開きました。そこで、市民参加条例につきまして市長のほうから白紙で条例案を検討してほしいということで諮問を行いまして、本来ですと平成13年度中に答申をいただいてというふうに思っていたところでございましたけれども、策定委員会の中で、条例案のパブリックコメント、あるいはシンポジウム、あるいは附属委員の、機関の委員へのアンケート、そういったことがございまして、結局、委員会の開催は12回に及びました。その間に起草委員会なども4回開催するというので、結局最終的な答申としましては、平成14年10月23日ということで、2年半余りかかって制定、案を出していただいたというものが土台になっております。

その後、庁内の検討委員会で条例案を検討いたしまして、平成15年第1回定例会に提案いたしまして、可決は第2回定例会、平成15年6月26日でございました。こちらが本条例の制定過程でございます。

それでは、お手元にいろいろ資料も配っておりますが、条例の概要につきましてご説明したいと思います。それでは、お配りいたしました資料の中で、「市民参加推進会議資料6」と書いてあるものをご覧いただきたいと思います。「小金井市市民参加条例概要」と書いてございます資料でございます。

これをご覧になっていただけますとおわかりになられると思いますが、前文、それから本文が31条、附則が4項までございます。章立てがされておまして、1章の総則が1条から5条。それから、2章につきましては6条、7条。それから、3章が8条から13条まで。さらに4章が14条、5章が15条。6章については、16条から23条に市民投票の制度が入りまして、これにつきましては平成21年9月1日施行で一部改正されてございます。ですから、平成15年、16年当時ではこの部分はなかったということでございます。

続きまして、第7章から8章につきましては、1章が1条ずつになっております。9章の市民参加推進会議の規定が19条から23条。それから、10章の委任規定の31条という形になってございます。

続きまして、お手数なんですけれども、「市民参加推進会議資料2」をご覧いただきたいと思います。「小金井市市民参加条例施行規則」でございます。

これなんですけれども、今説明させていただいた条例の手續等、細部についてをこの施行規則で規定しております。先ほど見ていただきました資料6の右端に「施行規則条項」につきまして記載しております。条例と施行規則の関係につきましては、一番右端のほうに書いてございますので、見ていただきたいと存じます。

それでは、実際の市民参加条例につきまして、もうちょっと詳細に説明させていただきたいと思ひます。本日、青い冊子(資料8)を配ってごひますので、そちらを参照していただければと思ひます。

これは本日、「小金井市市民参加条例の手引」ということで配らせていただきました。早速ですが1ページをお開きいただきたいと思ひます。なお、第6章「市民投票」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成21年9月1日に一部改正されたということでごひますので、16年3月に作成したこの手引にはその部分が載ってごひませんので、本日、資料7をお配りしてござひまして、「小金井市市民参加条例の手引(追加分)」というものがござひます。こちらのほうで説明させていただきますので、あわせてご覧いただければと思ひます。

それでは、1ページから順次説明させていただきます。

それでは、青いほうの1ページですが、「前文」でごひまして、条例の趣旨につきまして規定しているところでごひます。これは条例の趣旨を定めているということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、3ページになります。これが第1条になります。ご覧のとおり「目的」を定めるとござひまして、多様な市民の意思を市政に生かし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働について必要な事項を定めるものでごひます。

それから、4ページになりますが、第2条、「定義」を定めているところでごひます。1号から4号まで載っております。事前にお配りしました市民参加推進会議資料3に、「附属機関の設置状況」をまとめたものをお配りしてごひます。こちらは後ほど説明いたしますが、特に3号の「附属機関等」を見ていただきたいと思ひます。その規定によりますと、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、法律もしくは条例の定めるところによって設置される附属機関または市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいうということ、小金井市の附属機関は、平成23年4月1日現在の附属機関の一覧表をつけてごひます資料3でごひますが、そちらの一覧によりますと、法律、条例以外の根拠、具体的に言ひますと、要綱や要領その他ということになります、そういったもので設置されているものも多数ありますので、そちらは「附属機関等」と書かれたところの「等」の部分に当たるということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、6ページになりますが、「第3条 基本理念」が書かれております。先に進ませさせていただきます。

7ページと8ページでごひます。4条と5条で、「市の責務」、あるいは「市民の責務」という規定でごひます。

9ページ、10ページでごひます。第2章の関係であります。当然市民と協働するという意味では、市政情報の公開が大事だということになりますので、第6条では「市の会議は、原則として公開する」ということになってござひまして、本日の会議も公開ということでごひます。

それから、7条のほうで、会議録については公開するという規定が載っているところがございます。

第3章、附属機関等についての規定が8条から13条までに定めてございます。

特に12ページの9条を見ていただきたいと思いますが、第1項で、「附属機関等には、原則として公募による委員を置かなければならない」となっております。それから、第3項でございますが、「公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする」、あるいは、4項で、「委員構成は、男女それぞれ偏りがないように配慮しなければならない」という規定になってございます。本委員会、本会議の場合につきましては、男女委員の比率は12人中2名の方が女性委員になりますので、ちょっと目標値からは低くなってしまっているということがございます。

13ページから14ページ、10条、11条につきましては省略させていただきます。

それから、15ページに12条が載ってございますので、見ていただきたいと思います。やはり市民参加ということで、なるべく多くの市民の方に附属機関の委員になっていただきたいという趣旨でございまして、附属機関等の兼任の関係について定めてございます。1項では、2つまでが兼任ができる。それから、臨時的なものについては、もう一つ兼ねることができる。それから、委員の任期につきましては、長くても原則として3期までということが定めてございます。ただし、委員の中には専門的なものもございまして、その場合については、3期を超えても委員になれるという規定ではございません。

それから、13条が16ページに載ってございます。附属機関等から答申があったときには、その答申を尊重するという規定になります。

17ページ、14条、それから18ページの15条は「市民の提言制度」ということで、パブリックコメントについての規定がございまして。

それから、「第6章 市民投票」につきましては、改正がございましたので、今ご覧いただいている青い冊子から一たん離れていただきまして、資料7「小金井市市民参加条例の手引(改正分)」をご覧ください。

市民投票の条文については、第16条から23条まで、全8条の定めがございまして。この制度につきましては、平成21年3月の第2回市議会臨時会において議員提案による全会一致によって可決され、9月に施行されております。そして、条例が一部改正されたということがございます。

市政運営上の重要事項について、市民の市政への参画を推進することにより、市民と行政の協働のまちづくりを実現することを目的としています。第16条につきましては、青い冊子に書いてあります従前のものが一部変更されたものでございますけれども、16条については、市民投票を行うことができることを規定しており、第17条は、投票資格者の要件、18条は実際に市民投票を請求する場合の方法等対象事項、適用除外事項、経費の取り扱い及び市議会の協力等について規定しているところでございます。

第19条は、市民投票の期日、20条は情報の提供について、市民投票を実施する場合には、市長は中立性を保持し、情報提供を行わなければならないと規定されております。

第21条につきましては、市民投票を実施した場合は、2年間は同一の事項、同一の趣旨について市民投票請求ができないということで、請求の制限を規定しております。

第22条で、市長及び市議会は、この市民投票の結果について尊重しなければならない旨、23条におきましては、市民投票に関する手続と必要事項の規則への委任規定について定めているところでございます。

引き続きまして、説明させていただきます。お手数ですが、また青い冊子のほうに戻っていただきたいと思っております。

21ページの17条、22ページの18条、23ページから本推進会議の設置の規定、あるいは役割、委員の構成、任期につきまして19条から23条まで定めがございます。こちらは、先ほどの条例改正に伴って16条が変更され、17条から23条が追加されておりますので、旧条分の番号ということになっております。改正に伴って、青い冊子の旧17条は、先ほどの追加に伴いまして、7条分繰り下がって24条。以下すべて7条繰り下がりがりまして、旧23条は30条ということになります。

あと、後ろのほうになりますけど、青い冊子の表紙資料にあります「1 条例」「2 施行規則」につきましては、一部改正を行っておりますので、最新の条例及び施行規則につきましては、市民参加推進会議資料としましてお手元にお配りいたしました「市民参加条例」及び「市民参加条例施行規則」という、こちらの資料の形となっております。

42ページからになりますけれども、会議は公開になりますので、傍聴の要領を定めております。

45ページからは、公募委員を30%以上置くということですので、その選考に当たりまして選考基準を定めております。あくまでも基準ですので、「モデル」ということになります。ですから、公募委員を選考する場合につきましては、このモデルになります基準に従いまして、それぞれの課で選考基準を作ります。その説明が45ページから最後の51ページまで書かれております。

非常に雑駁、駆け足でのご説明になりましたけれども、概略になりまして、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 概略で説明していただいたので、わかりにくい点もあったかも知れませんが、委員の皆さんに事前にお送りしたものの資料1というのが「市民参加条例」で最新のものです。資料2というのが、事前配付の分ですが、「施行規則」になります。この2つが一番の大もと、この推進会議の根拠条例と規則になります。今日配付したブルーの冊子が、それについての解説で、大きい改正としては、市民投票の部分が議会で改定が行われましたので、この部分は結構変わっておりますので、別の、今日の資料の中に市民投票についてのものがあります。

熟読いただいて、まだいろいろ疑問点、質問点があるかと思しますので、それからしていただいても結構だと思うんですが、今の時点で何か質問等がありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

◎福井委員 小金井市で発行のこのパンフ、今、7月に、7条分だけ改定されるということで、再度また新しく7条分を加味した訂正版の改訂版を早目に作成していただければと思います。以上です。

◎坪郷委員長 どうぞ。

◎事務局 事務局のほうからご回答させていただきます。検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎福井委員 お願いします。

◎坪郷委員長 それでは、ご質問等があれば、また直接事務局にお問い合わせしていただいても結構ですし、今後、また推進会議でも質疑していただければと思います。

それでは、次の議題に進ませていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、次は次第の6になります。6は「推進会議の運営等について」ということで、これについて議題に入りたいと思います。

まず、最初に、運営に関連して、最初に会議録作成の基本方針について協議をお願いしたいという点が第1点です。この点について、事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局 説明させていただきます。

この推進会議の運営につきまして、何点かのご確認をお願いいたします。

先ほど、ざっとですがご説明いたしましたけれども、この推進会議も含めまして、附属機関等の会議は公開となり、会議録も公開するということが市民参加条例のほうに定められているところでございます。ですので、手引の37ページの施行規則を見ていただければと思います。青い冊子の37ページでございます。第5条、第6条のあたりになろうかと思います。

ここに「会議録作成の基本方針」、あるいは「会議録記載事項」がございます。会議録は、市役所の第二庁舎の6階にあります情報公開コーナー、あるいは議会図書室というのが本庁舎にございますが、そちら、あるいは図書館に据え置いて公開するということになります。

6条のところに、会議録につきましては、こういったものを載せるということが決まっております。その中の11号をご覧いただきたいと思います。「発言内容・発言者名」につきましても会議録に記載するということになります。ただし、それをどういった形で記載するかということとは第5条の関係になります。

第5条では、その載せ方ですが、1号といたしまして、全文記録。これは発言した名前と発言したとおりを表記するという。それから、2号になりますが、こちらは「発言者ごとの要点記録」ということで、発言者名は載せるんですが、その内容につきましては要点で載せるということ。3号になります。こちらは、「会議内容の要点記録」ということで、いわば会議

全体を要点で記録していく。こういった3つの基本方針がございまして、こういった形で会議録の作り方というか、載せ方につきましては附属機関等に諮って決めるということになっておりますので、この3つの基本方針の中で、委員の中でこういった形にするかを決めていただければと思っているところでございます。

なお、第1期から3期までこれまでやっておりますので、その間どういう形でしていたかということをご参考までにお伝えしたいと思います。

第1期の場合ですが、1号の全文記録で会議録を作成いたしました。

第2期の場合は、全文記録を作成後、事務局において発言者名を除く要点記録を作成し、公表しておりました。

第3期の場合は、第1期のときと同様に、1号にあります全文記録という形を使って会議録を作成いたしました。

事務局といたしましては、できれば第1期、第3期同様、全文記録による会議録を作成するという形で考えているところでございます。そのための反訳、こういったものをテープ起こしをするということですが、これの委託によってやるということでの予算措置は一応計上しているところでございますので、全文記録にも対応できるということをお伝えしたいと思います。以上でございます。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。今説明がありましたように、ブルーの手引の37ページの第5条の(1)(2)(3)というのが会議録の3つの選択肢なんですが、1番目が全文記録という形で残す。2番目が発言者の発言内容ごとの要点記録、これは全文記録を作った上で、その要約版を作るという形になるわけです。3番目は、会議内容の要点記録という3つの選択肢があります。

先ほど参考までに言われましたように、3期の場合にはテープ起こしをして全文記録。もちろん皆さんにも全部見ていただいて確認した上で、議事録全文記録という形で議事録にするという方法を3期はとりました。3期の場合は、それに非常に短いものですが、主な発言要旨ということにつけました。それは、全文記録が一番私もいいとは思いますが、主な内容がわかってから全文を読むと、それなりにわかりやすいということで、一応頭出しということで、一番最初のところに要旨をつけて全文記録にしたというのが3期の方法ですので、できればそういう方法が1つの選択肢ではないかと思いますが、皆さん、ご意見いかがでしょうか。どうぞ。

◎遠藤委員 3期、前期の分については、主な発言要旨に、発言者の名前は含まれていないのでしょいか。

◎坪郷委員長 含まれていないです。それは全文記録がもとですので、ごく簡単な主な意見を挙げただけで、発言者は載っていません。あくまでも全文記録のほうが主だということです。どうぞ。

◎杉本委員 お聞きしたいんですけど、前回の第3期のときに、全文記録を選択されたわけ

ですけれども、もう少し理由を。

◎坪郷委員長 1つは、これは傍聴が可能なので、公開の会議ですので、会議全体の記録はやはり残して、それはいろいろ参考になるような意見等もありますので、全文記録で残したほうが皆さんにとっても参考になるのではないかということで全文記録にしたということです。要約にしますと、議論のプロセスとか内容がわかりませんので、あくまでも公開の会議で基本はやっていますので、そのほうがいいだろうということが理由です。

◎杉本委員 よろしいですか、それに関して。

◎坪郷委員長 はい。

◎杉本委員 こういう会議にいろいろ出ているんですが、そうすると、すごく進行の方法がとても重要な役割になって、1つ1つの会議で何が決定されたのかというところを、きちっとその会議で押さえられているのかなと思って解釈してよろしいでしょうか。

◎坪郷委員長 はい。

◎杉本委員 というのは、単なる意見の出し合いだと何も議論も進まないし、議事録ということではなく、あくまで会議録ということであるなら、その進行の段階で、その記録の中でしっかりと「何が今日決まった」「このことをみんなで合意した」ということの確認をとっていただきたいと思いました。

◎坪郷委員長 おっしゃるとおりで、3期のときも、何回か提言という形でまとめたものを出しました。提言でないにしても、本日の議論の一番の基本的な論点はどういう論点であったというのは、会議の中でまとめをできるだけやるようにしましたので、結論としてはどういう結論であったかというのは、会議体としてはできるだけ確認をしながらやろうとおっしゃる趣旨がやっぱり必要だと思います。あるいは、議論がまとまって、形になるようでしたら、できるだけ提言の形で出したほうが、記録にも残りますし、それが市長や市にとってどういうふうを受けとめられたか、あるいはどういうふうに提言が使われたのか使われなかったのかというのが明確になるとと思いますので、できるだけ結論は形にするというのを基本に3期目はしました。できれば、それを継続できればと。その上で、ですね。

◎杉本委員 だとすれば、私は全文記録に賛成します。

◎坪郷委員長 よろしいでしょうか。

◎遠藤委員 主な発言要旨に発言者の名前も入れたほうが読み手には親切なのかなと思うんですけども、その点は皆さん、いかがお考えでしょうか。

◎坪郷委員長 そこはいろんな形がもちろんあると思うんですが、1つは、会議体としての結論が出た場合に結論としてまとめますので、あとはそれにプラスして、主な意見として会議でどのようなのが出たのかというのは、目次のような役割を果たすものですので、特に名前は書かなくてもいいのではないかと思うんですけど、その意味で言うと、要旨を載せるのはなかなか大変は大変なんです。全文記録自体はテープ起こしで済むんですけど、その要旨をどういう形をつけるかということはなかなか大変ですが、これももちろん皆さんに確認してもらって、

それと一体となった議事録の確認はすることになっています。

それでは、前回の3期と同様に全文記録の会議録を基本的には作成するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 事務局にはちょっとご迷惑かけるんですが、その上で、ごく簡単な主な意見とか、前回の方式で頭出しの部分をつけていただくということはよろしいでしょうか。

◎事務局 それはできます。

◎坪郷委員長 じゃあ、それでお願いします。

それでは、会議録は全文記録とすることと決定いたしました。

◎事務局 よろしいでしょうか。補則させていただいて、どういう手順で会議録を調整していくかということにつきまして整理させていただいて、発言したいと思います。

まず、会議録につきまして、今もそうなんですけれども、録音をさせていただいております。この録音しているものにつきまして、委託先にテープ反訳をさせまして、会議録を調製、案ということですけども、作ります。

それができ次第、要約の部分を事務局のほうと、場合によっては委員長とご相談の上ということになるかと思いますが、作成いたしまして、でき次第、各委員のほうにご送付させていただきます。これにつきましては、場合によっては電子メール等の活用をさせていただくことがあるかと思いますが。

こちらを送付させていただきまして、ご自分の発言の部分を中心に校正をお願いする形になると思います。ご自分の発言部分につきまして校正させていただいて、その後は委員長に会議録確定につき一任を願い、確定いたしましたら、先ほど申し上げましたように会議録というのは公開の原則がございますので、ホームページに掲載したり、先ほど申し上げました情報公開コーナー、第二庁舎6階になりますが、ああいったところへの設置の手続きをとらせていただく、そういう形でさせていただきたいと思いますので、ご了解いただければと思います。以上です。

◎坪郷委員長 具体的に、会議録作成の手順についての説明をしていただきました。この関係で、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、今の事務局の説明のような形で作成して、公開するというふうにしたいと思います。

それでは、続きまして、運営についてもう1点ありまして、「推進会議の開催時刻等」についてという提案です。これについても事務局から説明をお願いします。

◎事務局 では、ご説明とご協議をお願いしたいと思います。

本日の会議につきましては、平日の午後6時ということでございました。

今後につきましてご協議いただきたいんですけども、今まで第1期から第3期までは、本日のようにおおむね平日の午後6時から開催していたということをご参考までに申し述べたいと思

います。審議時間につきましては、おおむね2時間程度ということで予定しておりますが、この開催時刻、それから曜日といったものにつきましてご協議をお願いしたいと思います。以上です。

◎坪郷委員長 開催の時刻、何時から始まるか、それから皆さんのご都合をできるだけ伺って次回を決めるという方法をとりたいと思いますが、曜日の基本としては、何曜日にするかということについて、まず一般的に、今日ご意見を伺って、次回の開催の具体的な日程については一番最後に決めたいと思いますが、開催時刻、曜日については一般的にはどういう時間帯、曜日がいいかについて、皆さんのほうから何かご意見、ご発言がありましたら。いかがでしょうか。どうぞ。

◎五島委員 個人的な都合で申し訳ないんですが、曜日によって来られる時間が変わってきてしまいますので、具体的に言うと、月曜日と水曜日だと6時はつらいです。あと、ほかの曜日であれば、6時は曜日によって可能です。

◎坪郷委員長 参考までに、3期のときには金曜日の6時ということで大体は設定しておりますが、もちろんこのメンバーの中には金曜日の6時は都合が悪いということになれば、曜日等の調整も含めてまた考えないといけないと思います。時刻としては、もちろん皆さんのご都合は調整するというので、平日の6時を基本ということでよろしいでしょうか。

◎白井委員 具体的に言うと、3週間以上前に決まっていれば、私は会社員ですが、いつでもいいので。

◎坪郷委員長 この委員会をどういう間隔で開くのかというのは後でまた出てくると思うんですけども、例えば次回は、11月とかの秋になると思うんですけども、それは今日決めてしまいますので、かなり前に決めることは可能だと思います。

◎福井委員 だから、ルール上は、また皆さんのご希望もあると思うんですけども、例えば金曜日の6時というのを公に今後2年間決めておいて、その開催の前回に再確認して、調節があるんだったら調節するというような含みを持って決めていただければ幸いです。

◎坪郷委員長 そうですね。それじゃ、金曜日の6時のご都合が悪いという方はおられますでしょうか。

◎馬場委員 私は毎月の第1金曜日の夜に防災のほうの定例会をやっているのですが、できれば第1を外して。

◎坪郷委員長 第1を外せば大丈夫ですか。

◎馬場委員 はい。

◎坪郷委員長 それならできると思いますので、第1を外して、第2か第3か第4ということで。浅野さんは金曜日で大丈夫ですか。

◎浅野副委員長 大丈夫です。

◎坪郷委員長 それじゃ、基本は金曜日の6時からおおよそ2時間ということで予定しまして、6時から8時ということでよろしいでしょうか。それで、もちろんご意見がありましたので、

第1は外すということで日程調整は前の回に確認するというにしたいと思います。

それでは、具体的には、次回の日程、今年度何回開くのかということについては後で協議を行います。

それでは、一応これで推進会議の運営等については基本的な点が決まりましたので、次は事務局で準備していただいた推進会議の実質的な審議ということで、この市民参加推進会議では、条例の会議の課題ということで、市民参加条例運用状況等の審議を行うという表現を使っておりますので、7の項目を見ていただきますと、「市民参加条例運用状況等について」というのがあります。ここをやっていきたいと思います。

それでは、これについて事務局のほうから資料の配付されているものもありますので、ご説明いただければと思います。

◎事務局 それでは、ご説明させていただきたいと思います。次第の7番のところになりますが、事前に配付させていただきました資料につきましての説明ということでさせていただきたいと思います。

まず、市民参加推進会議資料3をご覧くださいと思います。先ほどもご説明の中に使わせていただいたところがございますが、市民参加条例対象附属機関等の一覧表でございます。

平成23年4月1日現在の調査でございますが、附属機関等について、附属機関等の名称及び担当している所管課、根拠となる条例等、それから定員数、年代別委員数、その合計、現委員数ということで記載してございます。さらに、任期別の委員数、現在の委員の公募状況を記載させていただいているところでございます。

年代別委員数につきましては、合計いたしますと652人となっております、年代が調査できない方が3人おりましたため、現委員数と3名の差異があるところでございます。

続きまして、附属機関等の総数でございますが、これにつきましては資料3の表にございますように53機関でございます。そのうち、法律、あるいは条例によります、いわゆる「附属機関等」ではなく、附属機関そのものですが、これを数えましたところ、40という数でございました。要綱等によるもの、附属機関等の「等」に当たるものにつきましては13あるのかなというところでございます。

それから、委員の現委員総数でございます。655名ということでございます。先ほど言いましたように3名の差異は年代の調査ができていなかったというところで、そのところで年代別の総数と差があるところでございます。655人のうち、男女数が載っております。男女につきましては、合計で男性が436人、それから女性が219人でございます。先ほど条例の中では男女の委員の数に偏りが無いようにということでございますが、今の総数だけを見て判断いたしますと、男性委員の割合がおおむね67%、女性委員の割合が残りの33%となっているのかなというところでございます。

それから、公募委員のところをご覧くださいと思います。先ほどご説明しましたように、原則として30%以上、条例によりまして公募委員を置くということになっておりますが、公

募委員を設置している機関は、数えたところ31ございます。置かないものも22あったということでございます。資料3のご説明につきましては以上でございます。

続きまして、市民参加推進会議資料4をご覧くださいと思います。平成22年度の公募委員の状況についてでございます。

こちらにつきましては、次第の7(2)になろうかと思えますけれども、全部の15の附属機関等におきまして公募が行われました。80名の公募数に対しまして、124人の応募があったということで、トータルで見ますと1.55倍の倍率があったという計算になります。21年度につきましては、新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会の19名の募集につきまして、249人の応募がありました。13.1倍。これは非常に特徴的に多かったということがありましたが、22年度につきましては、おおむね平均で1.55倍と先ほど申しましたが、ほぼ倍率的にはそのようなところで落ちついているのかなということでございます。

なお、選考、採用されました人数、その内訳の委員でございますが、男性が67人、女性が57人、パーセンテージで言いますと、男性が54%、女性が46%という結果になっておりまして、こちらは21年度の状況と比べますと、女性の登用割合が増加しておりまして、男女比の考慮をなささいという、いわゆる条例の趣旨にだんだん近づいてはきているのかなというところでございます。

続きまして、パブリックコメントの実施状況であります。次第によりますと7(3)になります。こちらにつきましては、市民参加推進会議資料5のほうをご覧くださいと思います。

平成22年度に実施されたパブリックコメントは8件でございます。そのうち、新庁舎建設基本構想案に対するものが60人、151件のパブリックコメントということで、飛び抜けて多く、他の計画等も、これまでのものと比較いたしますと、このパブリックコメントに応じていただいた人数、件数ともに多かったという状況が見てとれるということでございます。

また、検討結果につきましては、公共下水道プラン、新産業振興プラン素案の2つのパブリックコメントにかけた対象を除きまして、一部修正があったということで調査が出てございます。以上で、私どものほうからの報告は終了させていただきます。

◎坪郷委員長 今回の議題7のうちの(1)(2)(3)という3つの点について事務局からご説明していただきました。今の説明について皆さんのほうから質疑等がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

◎白井委員 資料3と資料4に関してなんですけれども、公募との年代別の状況とかというのはわかりますか。

◎坪郷委員長 いかがでしょう。

◎白井委員 公募に限っての年代別の割合が知りたいんです。

◎事務局 事務局のほうから答弁させていただきますが、現時点で、資料3と資料4にある調査を今はかけているところでございます。現状ではございません。

◎白井委員 それはいつか用意いただくとか見せてとか。

◎事務局 もしそういうことであれば、次回以降に委員会のほうに参考資料としてお送りすることは可能だと思います。調査に時間がかかる可能性もありますので、次回以降ということで申し上げたいと思うんですけども、提供は可能な内容でございますので。

◎坪郷委員長 それは現在の公募委員を含む委員の年代別はここにあるわけですね。

◎事務局 そうですね、応募の状況については。

◎坪郷委員長 応募については、年齢統計は調べないと。

◎事務局 調べないと現時点ではわからない。ただ、調査すれば出てくるか、そこまでのものがないところもあるかもしれませんので、確約は現時点ではできません。

◎白井委員 とれてなければ仕方がないので。

◎事務局 わからない部分を除いては出せると思います。

◎白井委員 もし可能でしたら、実際に公募委員になられた方の年代の割合はわかりますね。

◎事務局 それは載せているものになろうと思います。ただ、応募されたということになりますと、今言ったように調べてみないとわからないというところになります。

◎白井委員 はい。

◎坪郷委員長 この年代別の場合は、公募委員の場合と、それ以外の委員。

◎白井委員 まざっていますよね。

◎坪郷委員長 まざっているわけですね

◎事務局 はい、まざっています。

◎坪郷委員長 その区別はできますね。これも調べればできる。

◎事務局 こういう聞き方でしか調査していませんもんですから、調査を再度し直す必要がございます。それだけお時間をいただければ、年代別のものがわからない委員会が幾つかあったというのはあるんですけども、それ以外についてはある程度出てくると思いますので、それは調査すれば可能だということです。

◎白井委員 じゃあ、それを希望します。

◎事務局 わかりました。

◎坪郷委員長 市民参加推進会議の前回も、やはり年代別で多様な年代が参加できるように、どうやればいいのかは1つの重要なポイントでしたので、現状を把握するということは必要だと思います。

もう一つは、今回は推進会議としては女性の数が少ないのは非常に残念なんですけど、男性、女性の比率もできるだけ偏らないようにというのが目標としてありますので、これについては、ほぼデータは現状はあると思います。

市民参加推進会議の年代別で言うと、3期とこの4期を比べて、年代的にかなり私は若返ったような印象があるんですけど、いかがでしょうか。

◎事務局 前任の委員の名簿を今手元に持ち合わせていないのですが、委員長のおっしゃられた感想が当たっているのかなということでございます。

それと、先ほども申し上げたんですけれども、公募委員を募るときに、応募する応募のための、いろいろと論文を書いていただいたり、いろいろしているんですが、基本的に返却している場合が多いということございまして、場合によって統計をとっていなければわからない委員会も多々あるかなという感じもあるので、わかる範囲で調べさせていただくということでご了解いただきたいと思います。以上です。

◎白井委員 はい。

◎坪郷委員長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

◎杉本委員 とても白井さんの提案されたこと、調査の依頼は私もすごく知りたいところで、実はほとんどが男性の応募が多かったある委員会で、私も応募したんですけれども、なぜかふたをあけてみたら女性が圧倒的に少ないのに、その公募の中には私が入っていなかったということで、一体どういうことなんだろう、本当に現場ではちゃんと女性と男性の比率をしっかりと、そこら辺をきちっととっているのか、どういう状況の中で委員を最終的には選定しているのかというところがよく見えないところが多々あるので、そういうところでは今度、調べていただく調査は非常に意味のあることだと思っておりますので、私は期待しております。よろしくお願ひします。

◎事務局 できれば調べさせていただきます。

◎坪郷委員長 じゃあ、よろしくお願ひします。ほかにはいかがでしょうか。じゃあ、この点についてはよろしいでしょうか。またこのデータを見ていただいて、何か皆さんのほうでご意見があればお伺ひしたいと思います。

では、以上で附属機関等の状況については終了いたします。

次に、市民参加推進会議の検討事項（４）について議題にしたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

◎事務局 ご説明させていただきたいと思います。次第は、今委員長が言われたとおり 7（４）になろうかと思ひます。

市民参加推進会議は、条例の 26 条、青い冊子、ブルーの手引だと旧の 17 条になるんですが、そこで、市民参加条例の適正な運用状況を審議するため、この市民参加推進会議は設置されるとしておりました、第 27 条、旧の 20 条になるかと思ひますが、「条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言する」という定めになってございます。したがいまして、本推進会議において審議していただきますという事項につきましては、この条例の 26 条、27 条の規定の範囲内ということで推進会議を開いていただいて、その中でご審議していただく、あるいは決定していただくという形になろうかと思ひます。

本日の次第 7（４）には、第 3 期からの申し送りの検討項目ということで書いてございます。これをご覧いただきたいと思ひますが、「市民参加の手法」「自治基本条例」「市民と市との日常的な協働（条例第 24 条）についての具体的な検討」、これが坪郷委員長のよくご承知の

第3期からの一応申し送りということで、検討項目として現在のところ挙げられているものがございますが、第4期は第3期と一応独立して設置されておりますので、ここに書いてあるからといって拘束されるものではないというのが事務局のほうの考え方ではございますが、これも皆様の中でご協議いただければと思っております。以上でございます。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。事務局からの説明は終わりましたが、ここの3点は第3期からの引き継ぎの検討項目ということで挙げております。

市民参加の手法について、若い世代、青年層の参加をどのように進めるのかということについては、具体的に新しい参加の手法を議論していかないと、今の参加手法では若い層の参加はなかなか難しいんじゃないかという議論もこの中ではしました。市民参加の手法としては、この市民参加推進条例の中には幾つか挙げられているわけですが、もっと多様な参加の手法が現在試みられていますので、そういうものの一覧表は、3期の終わりのときに一応資料としては市民参加の手法の一覧表というのを作ったんですが、今日は資料としては出ておりませんが、それについてもまた議論できればと思っております。その意味では、青年層は一つ課題ですけれども、多様な世代の市民参加をどのように進めるのかというのがこの市民参加の手法の関係で議題になるのではないかと思います。

それから、2番目の自治基本条例とか、あるいは自治体基本条例という、あるいはまちづくり基本条例と名乗るところもありますが、いわゆる自治体の基本法、憲法として自治体基本条例を制定するという動きが全国にあります。数としてはまだそれほど多くはなくて、これは数え方にもよるんでしょうけど、200以上はあるかもわかりませんが、小金井市はまだこの基本条例はありませんので、これについても情報を集めて議論してはどうか。当然自治体基本条例の中に市民参加というのは柱の一つとして位置づけられますので、そういう観点からこの議題を議論してはどうかということで、課題としては3期も挙げましたが、3期はほかの課題がかなりいろいろありましたので、実質的には、この自治体基本条例については実質的な議論をこれまでまだしてきませんでしたので、今後の課題として取り上げるかどうかというところがございます。

3番目の「市民と市との日常的な協働」というのは、市民参加推進条例の新しいほう、事前にお送りしたものの24条、25条でしょうか。24条で「市民と市との日常的な協働」という項目、条文があります。25条で「活動拠点の設置」ということで、日常的な協働のための拠点を設置するように努めねばならないというのがあります。

実際に、委員会としても、ほかの委員会として、市民協働のあり方等検討委員会は活動しています。白井さんはそのメンバーだと先ほど言われましたが。

◎白井委員 はい。

◎坪郷委員長 3期のときは、市民協働のあり方等検討委員会とこの審議事項が重なる部分がありますので、相互に情報交換をできるような形で、我々委員間ではまだ議論していないんですが、それぞれ事務局に来ていただいて、議論したという経緯もあります。

その点からも、市民参加推進会議としても日常的な協働についての具体的な検討を課題として挙げております。3期は、3期からの申し送り事項ではあるんですけれども、これについてはこれから皆さんの議論の中で同様に重点的に取り上げる、あるいは新たな課題としてこういうものを取り上げたほうがいいんじゃないかという議論をしながら、第4期の経過課題は決めていくということになろうと思います。

これについては、皆さんのご意見で何か関連してありましたら、まずお伺いできればと思います。

◎白井委員 いいですか。

◎坪郷委員長 どうぞ。

◎白井委員 そもそも、今4期ということで、第1期から第3期まで、主にどういうことがここで決められたのかとか議論されたのか。それは全文を読んだらわかるはずなんですけど、何かサマリーとかはないんですか。

◎坪郷委員長 今日はその資料は載っていないですね。

◎事務局 今日は提出した資料の中にはないんですが、確かに参考になるものになると思いますので、口頭で今、説明をある程度させていただきたいと思います。

◎白井委員 お願いします。

◎事務局 第1期、市長への提言をやっておりまして、第1期につきましては、平成17年1月28日付で「附属機関等の委員への市議会議員の就任について」、こういったものが提言がなされまして、提言に対する市長の意見が出されたということがございます。それで、そのほかに第1期では、18年2月15日付で、「小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について」という提言がございました。また、同じく第1期でございますが、19年1月22日付で、市長提言、「パブリックコメントのあり方について」ということで、合計3つのご提言が第1期にはなされております。いずれもこれらの提言につきましては、最初の附属機関等云々のところと同じように市長の意見が公表されるという経過をたどっております。

それから、第2期につきましては、平成20年5月26日付で、「附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について」という提言が出されており、同じく市長の意見が公表されているところでございます。

それから、第3期になります。平成21年8月28日付で提言がございまして、「小金井市市民参加条例の一部を改正する条例附則第2項について」。条例附則第2項についての提言がなされております。それから、同じく第3期、平成22年2月26日付で、「青年の市民参加を推進するための提言について」ということで行われているところでございます。以上でございます。

◎坪郷委員長 第3期のときの提言は、2つ提言したんですが、第1に挙げられているのは、市議会のほうで市民参加条例の市民投票の部分について大幅な改定が行われたんですが、それについて、この委員会で議論して、今後、「常設型市民投票制度を含む新たな市民投票制度検

討のための附属機関等を立ち上げて議論を行い、必要な措置を講ずる」こと等を提言しました。

青年世代の参加の問題については、ちょうど総合計画が昨年進行中だったときに、「多様な市民参加の推進のためには、多世代の参加が行われることが重要です。多世代の市民参加を推進するとともに、青年（若者）の市民参加を進めます」という提言をしました。これは長期総合計画の文章に入れていただくことができました。

それ以外に、幾つかの論点整理をしたものがあります。概略ですが、ということでどうでしょうか。

◎白井委員 はい。

◎坪郷委員長 あとはいかがでしょうか。どうぞ。

◎遠藤委員 前期からの申し送り事項ということで、特に自治基本条例については、今議会のほうでも、議会基本条例の制定に向けて、2年後、1年半後ですか、それに向けて動いているということもありまして、議会基本条例と自治基本条例という関係性の中で、自治基本条例をどうしていくかという問題は非常に時宜にかなっているというか、非常に議論をこういう場でやはりしていくべき課題だと思いますので、ぜひ盛り込んでいただきたいということと、あと、前期のご議論を発展的に深めていくというために、資料についても事務局の方に、もしできれば前期で配付された資料についても情報共有のためにちょうだいできればと思うんですが、いかがでしょうか。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。この市民参加条例があるわけですが、自治体によっては自治基本条例という大もとの基本条例を作って、関連の条例を整備していくという方法をとっているところもありますし、重要な関連の個別の分野のいろんな条例ができて、その全体をまとめるような形で自治基本条例が策定されるというところもあります。ですから、当然、自治基本条例を小金井市で作るとなると、小金井市の市民参加条例と新しくできる条例との関係、あるいは条例の中に市民参加についてはどのような点が重要なのかということが関連で問題になってくると思いますので、そういうのを基本としては議論するということにはなるかと思うんですが、そのためにはいろんな情報も含めて収集なども必要ではないかと思えます。どうぞ。

◎白井委員 これは質問になるんですけど、先ほども言いましたように協働のあり方等検討委員会のほうに私は参加していますが、自治基本条例の話とかもそちらでも出てくるんです。やはりダブると意味がないと思ひまして、ただ、逆に、市民参加推進会議と協働のあり方検討委員会で、おそらくそのテーマというのは絶対お互い出てくるはずで、だから、その協力関係というか、情報交換を先ほど前期からされていたという話なんですけども、そのやり方とかというのは今後も何か検討されているんですか。

◎坪郷委員長 まだこれは今日始まったところですので、その辺は、これからどういうふうにするのかというのは議論しないといけないと思うんですが、3期のときにも、関連の委員会があるので事務局が相互に行って情報交換したほうがいだろうということで、それを開催した

という経緯があります。ですので、それは必要であるということになれば、どこかでそういうことを考えることは可能ではないかと思いますが、事務局のほうとしてはどうでしょう。

◎事務局 もちろんこの3つの申し送り事項ないし、もしくはこれを発展してまた別の形にするのかという議論はこれからしていただきたいと思っっているんですが、その中で、出てくるいろいろなものにつきましては、今の段階ではこういった方針で進めるということはまだ決定されているわけではないので、用意は今していないんですけれども、当然この委員会の中でいろいろご議論になって、またご要望があったことについては、事務局としてはきちんと対応していくべく検討したいということでは考えているところでございます。

◎坪郷委員長 あとは、発言されていない方はいかがでしょうか。どうぞ。

◎五島委員 少しずれてしまうかもしれませんが、この申し送り事項の3つ、全体にかぶる話かと思うんですけれども、1つは、提言を出していくということをしつかりひとつやりたいと思います。その中身をどうこうというのはまたあるんですけども。その中身も、事務局任せにするのではなくて、できればこの委員会だったら委員会の中で具体的なものを作っていくとかということを目指したいというのが1つあります。

もう一つは、この市民参加の手法とか、日常的な協働ということもそうだと思うんですけども、ここに挙がっている附属機関等の状況もそうだと思いますが、中身によると思いますけども、ここで多いといったって10人とか20人とかという数です。市民参加を広くしていくのであれば、「だれでもオーケーですよ」という場を設けて、そこで、案だったら、市民会議だったら市民会議の案を作ってもらって、それを附属機関が受け取って審議して、取りまとめて作っていくというような、そういう方法を1つでも多く設けていくということが求められるんじゃないかと思って、できればそういう内容の提言も、テーマがひとつそういうのが盛り込めたらいいなどは、ちょっと漠然としていますけれども、思いました。

附属機関の中身にももちろんよると思いますが、特に基本構想とか都市計画マスタープランだとか、まちづくり全般でしょうか、そういう中身であれば、公募すれば多分多くの人が集まってくるだろうと思ったり、そういう意見をまとめていくときというのはすごくストレスはかかりますけども、そこを越えていけば、いろんな情報が参加者の中でも共有されていくと思ったり、その中にできれば職員の方々にもたくさん入ってもらって、一緒に意見を直接聞いていくという場も設けていくとか、そういうようなプロセスを、手法というよりも丁寧なプロセスを踏んでいくということをしていけないかと思ったりします。以上です。

◎坪郷委員長 提言については3期のときに2回やりましたが、その時には、浅野さんにまずは原案を作ってもらってとりまとめました。基本的には提言をまとめるときにはいろんな議論を出していただいて、委員会のメンバーがそれをまとめるという形には基本はしたいと前期から考えてやりました。皆さんからいろいろ具体的な議論が出れば、それをまとめるのも、委員でまとめて提言に仕上げていくということができれば一番いいと私も考えます。

それと、参加の手法なんですけど、1つは、公募の委員をある程度確保する、あるいは男性と

女性が偏らないようにするということも含めていろんな議論を行いましたし、最近ですと、市民討議会といった形で、公募委員とは違った参加の手法ということで、無作為抽出で何人か委員を選んで、少人数で、グループでできるだけ議論をして、いろいろな市民提案をする。グループ討議を重視したようなやり方、討議のプロセスが非常に重要だと思うんですけど、当然それはいろんな情報提供、専門家も含めたいろんな情報提供をもとに、そういう自主的な審議を市民間でやるようなプロセスを重視して、それぞれ市民参加をやっていくべきではないかという具体的な提案が必要であろうと思います。

附属機関でも、そういういろんな手法がとられるように、あるいは市の政策や計画を作るときに、そういう多様な手法が試みられるようにということで、自主的な議論が行われるような仕組みも含めて、どういうふうにやればいいのかという点をできるだけ議論していくということが重要ではないかと思います。

あとはいかがでしょうか。まだ発言されていない。どうぞ。

◎福井委員 先ほどの遠藤さん、白井さんとちょっとかぶるような話になるんですけど、基本的に、前期から今期に申し送り事項というのがあれば、当然1項目め、2項目というタイトルが出るんですけど、結果的にはその項目に対する中身の継続事項の申し送りを検討するというのが次期メンバーだということで理解しているんですけど、例えば市民参加の手法ということで、前期の項目の第24回、25回の市民の参加のあり方というのがそれに書いて、検討されていると思うんですけど、その議事録どおりの項目を、スライドを作るんじゃなくて、要点的なものを検討項目の内容的にまとめていただいて、「これが検討項目だ」ということで、今期の検討項目の中の一つということで別紙的な用紙がいただければ、より各委員が理解して、今期のメンバーも話が、継続したり没にしたりとか、いろいろ判断できるんじゃないかと思います。

◎坪郷委員長 わかりました。この申し送りの3つの点で言うと、市民参加の手法についてはいろんな議論が出ましたので、その市民参加の手法の一覧表であるとか若干の資料はまとめたものがありますので、それを例えば次回に参考資料として出すことはできるだろうと思います。さらには、市民としての日常的な協働については、協働のあり方等検討委員会との間で議論したときの会議もありますので、そのときにどういう意見を出したのかということについても若干のメモを出すことはできるんじゃないかと思います。

自治基本条例については、実質的な議論をしておきませんので、これを取り上げる場合には、どのように取り上げるのかということは今後議論していくことが必要ではないかと思います。

基本的な方向としては、今日は申し送り事項について最初の皆さんのご意見を伺ったということでして、次回に本格的に第3期にどこまで議論したのか、まだ議論できていない点はどこなのかということ、もう少し具体的に事務局からの資料、あるいは私からも幾つかメモを出しまして、それでもう少し検討項目を煮詰めていって、どれから取り上げるのかということも決めないといけませんので、それは次回にできれば皆さんによく考えていただいて、引き続き議

論するというふうにはやってはどうかと思います。

あと、もう少しお時間があると思いますので、まだ発言されておられない方で何か。どうぞ。

◎杉本委員 3番目の日常的な協働についての具体的な検討のことなんですけれども、今、協働のあり方検討委員会がどこまで議論が進んでいて、どういう話なり内容に、かなり、もう半年ですか、1年ぐらいかかって議論が深まっていると思うので、やっぱりそこまでの議論の積み重ねというのを私たちも踏まえた上で、同じテーブルの上ののって、ここで話をしてみたいと思うんです。いずれ協働委員会の人たちとリンクして一緒に話をする場を設けるということも必要だとは思いますが、とりあえず最新の情報というか、それが知りたい。どこまで話しているか。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、たしか第1期、第2期、第3期は、ホームページの会議録から検索したら全部出てきたんですが、それで検索してみることは今でもできますか。

◎事務局 協働ですか。

◎杉本委員 協働もちろん。

◎事務局 全部出ています。

◎杉本委員 じゃあ、過去の記録、この間、1期から全部出ていたと思ったんですが、ホームページから見られるということですね。会議録全部。

◎坪郷委員長 この市民参加推進会議の議事録は全部見られると。

◎事務局 削除しておりませんので、そのままに残っているはずです。

◎杉本委員 そのまま、まだあるということですね。

◎事務局 はい。

◎坪郷委員長 ただ、膨大だと思うので、全部読み通すのは大分時間がかかるとは思いますが、それは可能だと思います。

◎杉本委員 そうですね、最後の、3回ぐらいは一応読んだんですけど、その前は全然読み切れなかったの、ぜひ資料を今度ちゃんとまとめたのをいただきたいんですが、さっきも言ったように、協働あり方検討委員会の資料ぐらいはせめて最新のが欲しいんですが。

◎坪郷委員長 いかがでしょうか。市民協働のあり方等検討委員会のほうは、中間報告とか何かそういうのはまだ。

◎福井委員 じゃあ、白井さんから話ができるそうです。

◎杉本委員 白井さんから話していただくという。

◎白井委員 いいですか。

◎杉本委員 ええ。

◎白井委員 今、何をしているかという、我々がたしか来年の3月までやるんです。ちょうど今で1年ぐらいです。今は、協働のあり方の中で一番大事なのは、契約のあり方についてを小委員会を作って、詰めるところです。

昨日小委員会の第1回をやっているはずで、私はその契約の小委員会に入っていないので、

昨日の議論がどんな話だったかはわかりませんが、まず、その契約についての小委員会で、契約のあり方を確認、ルール決めをきっちり決めます。それをやった後に、実際に起草のほうに入ります。起草の内容は、これから本当に契約のあり方を含めて詰めていくということです、秋口ぐらい、11月ぐらいから起草委員会を立ち上げて3月末までゆっくり話し合うという形になります。

これまで何をしてきたかという、一番最初にやったことは、協働のあり方ということで、まず実態把握ということでして、小金井市の市の職員の、52課でしたっけ、53課でしたか、全課に対してアンケートをとりました。現状、どう市民との協働がなされたか、今されている協働の内容を吟味することと、これから新しく市民と協働する可能性のある、もしくはしてみたい事業はありますかみたいなことで、まずアンケートをとって、52課全部アンケートをとった中で、特にさらに踏み込んで聞いてみたいという課について、たしか9課か10課ぐらいあったと思うんですけど、ヒアリングを直接させてもらったんです。各30分か1時間か忘れましたが。それで、今やっていることと協働についての意識みたいなのを面と向かってヒアリングさせていただいて、それでまず実態調査を終了しました。その報告は、たしか今年の1月か2月かには上げているはず。なので、市のホームページとかでもオープンされています。

実態調査としては、結論から簡単に言うと、まだ当然、市民もそうですけども、行政の方々、職員の方々にも、協働の意識はまだ浸透し切っていませんよねということが結論だったんです。それは市民側の意識も当然、「協働ってそもそも何？」みたいな。市民側としては「協働」という言葉自体がまだ一般化されていなくて、かなりざっくり話をすると、今はその状態です。

◎坪郷委員長 どうでしょう、言われたような調査を含めて。

◎事務局 今おっしゃったとおり、23年1月に「市民協働に関する小金井市実態調査報告書」といったものが出てございまして、枚数的には67ページまで、結構膨大な量があるんですが。

◎白井委員 たしか最後にまとめがありますよね。1枚。

◎事務局 ございます。こちらのほうもホームページにも掲載しているということで聞いておりまして、もしよろしければこちらのほうをご覧になって。

◎杉本委員 全部その内容が見られるということですね。

◎事務局 はい、そういう形にはなっております。

◎白井委員 最後のページに要約がついていますので。1枚。

◎坪郷委員長 要約版というのは、そんなに量はないんですね。

◎白井委員 簡単です。

◎事務局 まとめとしましては、A4、1枚にまとめてございます。

◎坪郷委員長 少なくとも要約版は資料として出していただければ。あと、67ページという、資料を出すにはちょっと……。

◎杉本委員 検索してみようと思います。

◎白井委員 大変ですよ。

◎杉本委員 うん……。

◎坪郷委員長 できれば、報告書の原本を皆さんに読んでいただければと思いますが。

あとは、どうでしょうか。事務局、実態調査報告書は1つでしょうけど、あとは、委員会間でも情報交換をどうするか。まだ相談してからじゃないと決められないと思うんですが。

◎事務局 そうですね、こちらの委員会でそういうことで、例えば先ほど杉本委員がおっしゃったように情報交換したいとかということであれば、申し入れすることは可能かと思いますが、向こうの意向もありますし、時期的な問題もあると思うので、ここでできるできないというのはまだ申し上げる時期にはないと思うんですけども。

◎杉本委員 はい。

◎坪郷委員長 内容的には、白井委員がそちらの委員会のメンバーですので、白井委員からいろいろ発言してもらおうというのはもちろん、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、今日は3点の申し送りについてもいろいろ議論が出ましたので、3期までの議論がどこまでやったのか、もう少し具体的にわかるような資料があったほうがいいのかと思いますので、私が作ったメモなども含めて、私のほうでも若干資料を作りたいと思いますが、事務局でもそのぐらい。

◎事務局 そうですね。

◎坪郷委員長 経緯がわかるような資料を、また相談してお願いしたいです。

◎事務局 委員長と相談させていただきます。

◎坪郷委員長 そろそろ時間がなくなってきましたんですが、(4)の検討事項、検討項目については、いずれそういう具体的な資料をもう少し出して、さらに議論した上で、この中でどれを優先的に、議論を先にするかということは次回に検討するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 その他のところになるんですが、今日は資料で配付していただいた中に、「資料2」という横書きの両面のものがあるかと思いますが、これは今日、時間があれば、お話をすることにしていました。私は現在、「新しい公共」推進会議の委員をしております。これは政府メンバーと民間委員20名が合同でやっている委員会ですが、鳩山首相のときには「新しい公共」円卓会議というのをやったんですが、菅首相にかわって、「新しい公共」推進会議という別の会議が発足して、それが去年10月以降、現在まで活動を続けていまして、その中で幾つか市民参加についても関連のいろいろな提言をしています。

その提言の中の一つとして、これは推進会議ばかりではなくて、むしろNPO側が市民活動を支える制度が必要だということで、寄附税制の改革についての提案をしております、それは円卓会議や現在の「新しい公共」推進会議でも同じく提言して、それがこの6月に法律が2つ通りまして、厳密には3つの法律なんですけども、ようやく寄附税制の新しい改革が行われました。

これについては、今日はちょっと時間がありませんので、詳しく説明する時間がありませんので、またその資料をお読みいただきたいんですが、1つは、寄附をした場合、所得税の税額控除の制度が導入されました。これはわかりやすいように言えば、例えば市民が5万円寄附をしたとしますと、5万円から2,000円という基礎部分を引くんですけども、5万円から2,000円を引いた部分の40%が所得税の中から控除される、戻ってくるということです。もちろん所得税額の25%が限度になりますけれども、その意味で言うと、5万円寄附をすると、1万9,200円控除される。それをまた寄附に回すこともできる。認定のNPO法人に対して寄附をすると税額控除されるという制度が新しくできました。従来の所得控除との選択制ですので、どちらもできます。

さらには、NPO法人は現在4万を超えているんですが、その4万のNPO法人の中で、こういう寄附税制の適用される認定NPO法人というのはまだ200ぐらいでしょうか、非常にわずかであるわけです。これを増やすことが必要だろうということで、新しい認定基準ということで、従来はNPOの財政の中で寄附が5分の1を超えるというのが条件にあったんですが、それはなかなか事業型でやっているところは難しいということがあったわけですが、今回、新しい制度ができました。年間3,000円以上の寄附を100人の人があるNPOにしていれば、そのNPOが認定NPO法人の申請をする条件とするという新しい制度ができました。こういうことで、さらに寄附税制を利用して、寄附が増えて、NPOの活動がより活発になるのではないかと行われた改革です。これからいろんな実践を通じて、そういう寄附文化が広がり、定着していかないと結果が出ないんですけども、重要な改革だということでご紹介しておきたいと思います。

それと、協働の議論との関係で、政府とNPOなどが公契約を結んだ場合、委託契約などですが、あるいは自治体とNPOなどが委託契約を結んだときのさまざまな論点があるんですが、その論点についても報告書を7月にまとめたところです。それについても、今日はちょっと時間がありませんので、機会があればまたそれも関連でご紹介したいと思うんですが、現在、「新しい公共」推進会議のホームページを見ていただくと、報告書がダウンロードできますので、関心のある方は見ていただければと思います。

それと、「新しい公共」の関連の予算が新たについていまして、新しい公共支援事業というものがあります。これについては、現在、東京都が動き出しているところで、小金井市でもそれについての情報が来た段階だと思うんですが、これは例えばNPOが新しい公共支援事業に応募する、あるいは自治体とNPOが協力をするプロジェクトを立ち上げて、それで申請することができるような仕組みが動き出したということです。これについてもまた機会がありましたら情報提供できればと考えております。

この点については、時間がありませんので、私のごく簡単な報告で終わらせていただきたいと思います。関心のある方は、まずは「新しい公共」推進会議のホームページを、内閣府ですが、見ていただければと思います。

先ほど言いましたように、今回は申し送りの引き継ぎ事項を含めて、第4期の課題整理を行うということで、継続的に審議するというにしたいと思います。次回までに、皆さんのほうから既に資料の必要についてはご発言がありましたけれども、さらに資料が必要でしたら、事務局までご請求いただければ、用意できるものは相談しながら事前に送付して、次回の議論の準備ができればと考えております。その点はまた事務局でいろいろお願いするかと思いますが、よろしく申し上げます。

◎事務局 わかりました。

◎白井委員 今、要望していいですか。

◎坪郷委員長 はい。

◎白井委員 できればなんですけど、他の自治体、例えばこういう市民参加とかが進んでいる自治体の、市民参加の数だったりとか、そういうデータとかがあればまとめていただけないかなと思ったんですけど。

◎事務局 市民参加の数というのは。

◎白井委員 公募市民の参加状況だったりだとか、何か比較対象があったほうが。

◎事務局 小金井市と比較ができるような何かという意味合いですよ。

◎白井委員 そうです。

◎事務局 例えばですけど、今日出させていただいた資料3があります。ああいうものと、多分ここまで細かくというのはなかなか難しいと思いますが、例えば総数としてとか、ちょっと検討させていただいて、そういうものが出せるようであれば、次回以降、また出したいと思えます。

◎白井委員 そうですね、いわば今小金井が、例えば市民参加ということに関して、例えば公募市民とかの状況がほかと比べてどうなんだというのが、全然位置がわからないんです。進んでいるのか進んでいないのか。それが例えば同じ人口の自治体と比べてどうかとか、その辺がわかれば、何から始めていくかということのも決めやすいのかなと思いましたので。

◎事務局 おそらく、私どももかなり調査しないと出てこなかった数字とかがありますので、他の自治体に関しましても、おそらく調査をかけていただくとかという話になってしまう可能性もあるので、どこまでご協力いただけるのかというのは今の時点ではわからないんですが、できるだけ、できる範囲で出せればと思っておりますので、そういうことでご了解いただけますでしょうか。

◎白井委員 わかりました。

◎坪郷委員長 例えば、これは提案ではありませんで、例えばですが、近隣自治体と比較するとどうかというのは、あると議論としては非常にいいですね。

◎白井委員 よくあるのは多摩の26市の中で比較するとかというのは。

◎坪郷委員長 ただ、資料は、作るにはかなり調査が必要だと思いますので、事務局でも可能な範囲を考えていただくということで、皆さんのほうからも、そういう調査を行ったり、ある

いはそういう資料等が皆さんのところでも見つけれられた場合には、委員からも資料提供ということで、ぜひ積極的にいろいろ資料を提供していただければと思います。私のほうからも若干調べてみたいと思いますので、可能であればその資料を出したいと思います。

それでは、最後の議題ですが、次回推進会議の開催日について決めたいと思います。決める間の、協議の間は休憩ということで続けたいと思いますので、とりあえず休憩にします。

(休憩)

(再開)

◎坪郷委員長 それでは日程が決まりましたので再開をしまして、次回は11月18日午後6時から開催したいと思います。ただ、会場はまだどこで開催されるかわからないですよ。

◎事務局 またご連絡をいたします。

◎坪郷委員長 会場が変わる場合がありますので、私も今日はちょっと第二庁舎へ行って、それからここへ来たのですが、確認をしていただかないと会場が変わりますので、ぜひご確認ください。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。あと事務局からよろしいですか。

◎事務局 はい。大丈夫でございます。

◎坪郷委員長 それでは、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後8時02分閉会)

改正 平成21年3月16日条例第12号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市政情報の公開（第6条・第7条）
- 第3章 附属機関等への市民参加（第8条—第13条）
- 第4章 市民の意向調査（第14条）
- 第5章 市民の提言制度（第15条）
- 第6章 市民投票（第16条—第23条）
- 第7章 市民と市との日常的な協働（第24条）
- 第8章 協働のための活動拠点（第25条）
- 第9章 市民参加推進会議（第26条—第30条）
- 第10章 雑則（第31条）

付則

前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的に発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の

意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

(1) 会議録の公開

(2) 広報紙等の拡充

(3) 情報公開施設の拡充

(4) 通信等情報伝達手段の充実

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

(附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員（以下「公募委員」という。）を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。

3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。

4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねることができるものとする。

2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。

3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

追加〔平成21年条例12号〕

(市民からの請求による市民投票)

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。

4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。

5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。

6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

追加〔平成21年条例12号〕

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

追加〔平成21年条例12号〕

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

追加〔平成21年条例12号〕

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成21年条例12号〕

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第24条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 市民の知識及び技能の市政への活用

(2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有

(3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

一部改正〔平成21年条例12号〕

第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第25条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。

2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

一部改正〔平成21年条例12号〕

第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第26条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の役割)

第27条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の構成等)

第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

(1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 5人以内

- (2) 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） 3人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) 市に勤務する職員 2人以内
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。
- 3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成21年条例12号〕

（推進会議委員の任期）

第29条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成21年条例12号〕

（推進会議の運営）

第30条 推進会議の運営については、別に定める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

第10章 雑則

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。
（市民投票に関する条例の制定に向けた準備）
- 2 市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に設置されている附属機関等の構成等については、第9条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一部改正〔平成21年条例12号〕

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

長期計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

長期計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
市民参加推進会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

付 則（平成21年3月16日条例第12号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

小金井市市民参加条例施行規則

平成16年 3 月 4 日
規則第 6 号改正 平成17年 2 月18日規則第 4 号
平成19年 9 月20日規則第36号平成19年 3 月30日規則第29号
平成21年 9 月30日規則第34号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第 6 条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

(重要政策)

第 8 条 条例第 8 条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。

(公募委員)

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。

(公募の周知)

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

(公募委員の選考方法及び公表)

第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。

(1) 論文、作文等による選考

(2) 面接選考

(3) 書類審査

(4) 抽選

3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。

(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の委員の選任結果の公表)

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。

(公表方法等)

第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

(意向調査の対象事項)

第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第26条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕

(意向調査の公表)

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民の提言制度の対象事項)

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

(1) 次に掲げる条例の案

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等

(3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

追加〔平成19年規則36号〕

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。
 - (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。
 - (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。
 - (4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。
 - (5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。
 - (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。
- 2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。

追加〔平成19年規則36号〕

(事前の公表事項)

第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
 - (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
 - (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
 - (4) 意見を提示することができるものの範囲
 - (5) 提示された意見の扱い方
 - (6) 検討結果の公表予定時期
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(意見の提示方法等)

第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(検討結果の公表)

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあつては、その旨）
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しな

ればならない。

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第28条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕

(市職員選出委員)

第23条 条例第28条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 企画財政部長

(2) 総務部長

追加〔平成17年規則4号〕，一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕

(市民参加推進会議の運営)

第24条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

追加〔平成17年規則4号〕，一部改正〔平成19年規則29号・36号〕

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成17年規則4号・19年36号〕

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。

付 則 (平成17年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則 (平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年9月20日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。

3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

付 則 (平成21年9月30日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成21年9月1日から適用する。

様式 (第6条関係)

平成23年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成23年4月1日現在）

【別紙1】

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		※3 年代別委員数												※4 現委員数			※5 現在の委員の公募状況（22年度に公募を行っていない場合も記入してください。）				備考												
				委員	うち公募	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		男性	女性	合計		※6 現在の委員の公募状況											
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					任期	任期数	募集人数	応募者数	採用者数	選考方法	委嘱年月日	公募期間	次期改選			
1	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5		2		2	1	4			1					3	7	10	2年	4	5	1	0	5	10	3	7	1	4	①	平成21年10月24日	平成21年8月1日～9月7日	平成23年10月	
2	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	8		1	1	2	2		2	3	1					9	3	12	2年	9	3	0	0	8	13	9	4	3	2	①	平成21年5月21日	平成20年11月15日～12月15日	平成23年5月	
3	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	3				2	1	1		4	2					5	5	10	2年	1	1	8	0	3	7	4	3	1	2	①	平成22年3月30日	平成18年2月5日～2月20日	平成24年3月	※再任により公募せず。
4	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0			1				2	1	1					4	1	5	2年	1	1	3	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年5月22日	-	平成24年2月	
5	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0		1				1	2	1						3	2	5	2年	0	0	2	3	-	-	-	-	-	-	-	平成21年10月1日	-	平成23年10月	
6	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	12	3					1		4	1	4		1			9	2	11	2年	6	1	1	3	3	4	3	1	2	1	①	平成21年10月1日	平成21年8月1日～8月20日	平成23年10月	
7	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7		1	1	2	1	2	2	3	3	3				11	7	18	2年	9	9	0	0	7	7	4	3	3	3	①	平成22年1月21日	平成21年11月1日～11月30日	平成24年1月	
8	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0				1	1	15	2	3	2	1				20	5	25	2年	14	6	5	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年6月1日	-	平成24年5月	
9	防災会議	地域安全課	防災会議条例	21	0				1	13	2	4	1						17	4	21	2年	9	8	1	3	-	-	-	-	-	-	-	平成22年12月1日	-	平成24年12月	
10	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0		1	1		4		3	2						11	0	11	2年	6	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	平成21年6月1日	-	平成23年6月	
11	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0									3					3	0	3	3年	0	2	1	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年11月1日	-	平成25年10月	
12	市民協働のあり方等検討委員会	コミュニティ文化課	市民協働のあり方等検討委員会設置要綱	10	3		1	1	1		1	4	1	1					7	3	10	2年	10	0	0	0	3	7	5	2	2	1	①	平成22年7月1日	平成22年4月15日～5月6日	無し	答申を出して終了
13	はけの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はけの森美術館条例	6	2			1	1	2	1		1						3	3	6	2年	0	6	0	0	2	11	5	6	0	2	①	平成22年4月1日	平成18年5月1日～5月20日	平成24年4月	※再任により公募せず。
14	はけの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はけの森美術館条例	5	0					4	1								4	1	5	2年	1	4	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成23年2月	-	平成25年2月	
15	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0		1			2			1						5	1	6	2年	2	3	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成23年4月	-	平成25年4月	市民参加条例第9条第2項により公募せず
16	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	10	2			1		1	1	1	2			1			3	4	7	2年	5	1	0	1	2	2	0	2	0	2	1	平成22年10月29日	平成22年8月1日～25日、平成22年10月1日～15日	平成24年10月	
17	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5				1	2	2	2	2	3	1	1			6	8	14	2年	4	7	2	1	3	0					平成21年9月1日		平成25年1月	3名欠員	
18	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4	1			2	1	2	1	1	1	1				7	3	10	2年	8	2	0	0	4	4	3	1	3	1	①	平成22年7月27日	平成22年5月15日～6月16日	平成24年7月	
19	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0					1	1	3							4	1	5	2年	0	1	4	0	-	-	-	-	-	-	平成21年11月29日	-	平成23年11月		
20	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4					3	1	2	3	1					5	5	10	2年	3	7	0	0	4	4	1	3	1	3	①	平成21年8月18日	平成21年3月1日～4月15日	平成23年8月	平成22年に1名の欠員追加募集あり
21	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	市民参加条例第9条第1項及び廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条	15	5				2	1	1	3	2	4	2				8	7	15	2年	8	3	3	1	5	7	3	4	1	4	①	平成22年7月1日	平成22年5月1日～5月23日	平成24年5月	
22	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法第8条	7	0				1	2	1		1	2					4	3	7	3年	1	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	平成22年10月	-	平成25年10月	
23	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	0		1							1					1	1	2	3年	2	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成21年4月	-	平成24年4月	
24	保健福祉総合計画策定委員会	地域福祉課	保健福祉総合計画策定委員会設置要綱	12	4				3	1		3	2	2	1				6	6	12	3年	12	0	0	0	4	6	2	4	2	2	①	平成22年12月21日	平成22年10月1日～10月22日、平成22年11月15日～11月30日	なし	
25	障害程度区分判定審査会	障害福祉課	障害程度区分判定審査会条例	27	0			2	7	3	5	2	4	1	1				18	7	25	2年	2	3	1	19	-	-	-	-	-	-	-	平成23年3月	-	平成25年3月	
26	福祉有償運送運営協議会	障害福祉課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	0		2		1		2	2	1						5	3	8	2年	3	0	5	0	-	-	-	-	-	-	-	平成21年11月	-	平成23年11月	
27	地域自立支援協議会	障害福祉課	地域自立支援協議会設置要綱	13	1				2		2	3	3	1	1				7	6	13	2年	4	9	0	0	1	2	1	1		1	①	平成22年1月30日	平成21年12月1日～12月22日	平成24年1月	年代1人不明

平成23年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成23年4月1日現在）

【別紙1】

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		※3 年代別委員数																		※4 現委員数			任期	任 期 数 1期 2期 3期 4期	※5 現在の委員の公募状況（22年度に公募を行っていかなくても記入してください。）										備考	
				委員	うち 公募	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		男性	女性	合計	募集 人数	※6 応募者数				採用者 数	選考 方法	委嘱年月日	公募期間	次期改選						
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					総数			男性						女性	男性	女性			
28	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	20	8					2	2	3	4	3	6						15	5	20	3年	15	5	0	0	3	4	2	2	2	1	①	平成22年5月1日 平成22年11月1日	平成22年3月15日～4月5日 平成22年9月1日～9月20日	平成24年10月	追加募集	
29	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	37	0			3	2	3	11	4	5	6	1	2					22	15	37	1年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成22年7月	-	平成23年7月	
30	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5			1	1	3	1	5	1	2	1						12	3	15	2年	9	4	1	1	5	1	0	1	0	1	①	平成22年2月1日	平成21年11月15日～12月10日	平成24年1月		
31	食育推進会議	健康課	食育基本法 食育推進会議設置条例	13	4			1	1	1	2	3	1	2	1	1					6	7	13	2年	3	10	0	0	4	4	1	3	1	3	①	平成21年10月29日	平成21年7月15日～8月7日	平成23年10月		
32	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	6	0				1	2	2										3	2	5	2年	1	2	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成23年4月1日	-	平成25年3月		
33	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2			1	2	1	4	2									2	8	10	2年	10	0	0	0	2	3	1	2	1	1	①	平成22年10月29日	平成22年6月1日～6月25日	平成24年10月		
34	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25	0			2	1	3	7	4	5	2	1						16	9	25	2年	11	9	3	2	-	-	-	-	-	-	-	平成21年7月1日	-	平成23年6月		
35	児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	10	3	1			2		2	1	2	1	1						3	7	10	2年	4	2	4	0	3	8	1	7	0	3	①	平成21年7月1日	平成21年4月1日～4月24日	平成23年6月		
36	都市計画審議会	都市計画課	都市計画法第77条の2 小金井市都市計画審議会条例	19	0			2		2	1	8	3	3							15	4	19	2年	1	14	4	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年10月	-	平成24年10月		
37	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	都市計画課	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱	10	3			1			4	2	1	1							8	1	9	備考	4	0	5	0	1	5	4	1	1	0	①	平成22年5月21日	平成22年3月15日～3月29日	平成26年4月	任期平成26年3月31日まで	
38	都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画課	都市計画法第18条の2 小金井市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	14	5			1		2	5	4	1	1							10	4	14	備考	14	0	0	0	5	12	9	3	3	2	①	平成22年8月31日	平成22年7月15日～7月29日	なし	任期平成24年3月31日まで	
39	まちづくり委員会	まちづくり推進課	まちづくり条例	10	3				4		2	2	1	1							9	1	10	2年	0	3	7	0	3	15	13	2	2	1	①	平成23年3月26日	平成19年2月1日～2月16日	平成25年3月	※再任により公募せず。	
40	住宅マスタープラン策定委員会	まちづくり推進課	住宅マスタープラン策定委員会設置要綱	10	3				2	1		4	2		1						5	5	10	2年	10	0	0	0	3	4	2	2	1	2	①	平成22年9月17日	平成22年6月1日～6月15日	なし		
41	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	0			1		3	9	1	1	1	4						18	2	20	2年	7	5	4	4	-	-	-	-	-	-	-	平成22年5月1日	-	平成24年5月		
42	地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19	5			3		6	4	1	3	1		1					16	3	19	2年	5	14	0	0	5	15	8	7	2	3	①	平成23年4月1日	平成23年2月2日～25日	平成25年4月		
43	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	10	0						4	5	1								9	1	10	5年	2	8	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年9月20日	-	平成27年9月	地権者の中で選挙により選出。	
44	東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	3	0				1			1		1							3	0	3	事業 完了 まで	3	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成18年4月1日	-	なし	評価員の選任については審議会の同意を得ている。	
45	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3					2	1	2	1	1							3	4	7	2年	3	3	0	1	3	4	3	1	3	0	①	平成23年5月18日	平成23年3月1日～28日	平成25年5月		
46	特別支援ネットワーク協議会	指導室	特別支援ネットワーク協議会設置要綱	25	3	1				10	2	6	5		1						16	9	25	備考	25	0	0	0	3	3	2	1	2	1	①	平成21年11月1日	平成21年9月15日～9月30日	平成23年4月	公募は2年、他は1年	
47	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3			1			1	3	2	1	1	1					4	6	10	2年	4	5	1	0	3	7	5	2	6	1	①	平成21年9月9日	平成21年6月1日～6月26日	平成23年9月		
48	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0						2			1	2	2					6	1	7	2年	0	0	7	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年3月	-	平成24年3月		
49	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0						2	1	1		3	1					7	1	8	3年	1	7	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年8月	-	平成25年8月		
50	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3					1	2	2	3	1	1						6	4	10	2年	7	2	1	0	3	6	2	4	2	1	①②	平成21年11月1日	平成21年6月1日～6月26日	平成23年11月		
51	公民館運営審議会委員	公民館	公民館条例	10	3			1	1		1	1	3	1	1	1					6	4	10	2年	7	2	1	0	5	8	1	7	1	4	①②	平成21年9月9日	平成21年6月1日～26日	平成23年9月		
52	企画実行委員	公民館	公民館条例	30	30				1	1		1	12	6	5	4					18	12	30	2年	15	6	9	0	30	31	18	13	18	12	③	平成22年7月21日	平成22年5月16日～6月11日	平成24年7月		
53	(仮称)貫井北町地域センター建設市民検討委員会	公民館	(仮称)貫井北町地域センター建設市民検討委員会設置要綱	13	6			1			2	4	2	3	1						10	3	13	備考	13	0	0	0	6	15	7	8	3	3	④	平成22年7月1日	平成22年4月16日～30日	なし	1年9か月	
合 計				674	148	2	1	26	14	61	48	146	69	123	60	69	24	7	2	0	0	436	219	655																

平成23年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成23年4月1日現在）

【別紙1】

NO	※1 附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		※3 年代別委員数										※4 現委員数			※5 現在の委員の公募状況（22年度に公募を行っていても記入してください。）				※6 （22年度に公募を行っていても記入してください。）			備考												
				委員	うち 公募	20代 男	20代 女	30代 男	30代 女	40代 男	40代 女	50代 男	50代 女	60代 男	60代 女	70代 男	70代 女	80代 男	80代 女	90代 男	90代 女	男性	女性	合計	任期 1期		任期 2期	任期 3期	任期 4期	募集 人数	応募者数 総数	応募者数 男性	応募者数 女性	採用者 男性	採用者 女性	選考 方法	委嘱年月日	公募期間
	(新規委嘱予定)																																					
12	特別職報酬等審議会（新規委嘱予定）	職員課	特別職報酬等審議会条例	10	2																	2年	-	-	-	-	2	4	2	2	1	1	①		平成22年12月1日～12月20日	平成25年5月	平成23年5月委嘱予定	
34	「のびゆく子どもプラン 小金井」推進市民会議（新規委嘱予定）	子育て支援課	「のびゆく子どもプラン 小金井」推進市民会議設置要綱	10	3																	1年	/	/	/	/	3	/	/	/	/	/	①	未定	平成23年4月15日～5月13日	平成24年度		
	(休会中)																																					
	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例規則	9	3																																	
	青少年の育成環境審議会	児童青少年課	青少年の健全な育成環境を守る条例	10	3																																	
	長期計画審議会	企画政策課	長期計画審議会条例	16	5																																	

※1 前年度より継続している付属機関等は、すべて記入してください。今年度新規に設置したものは、名称の後ろに（新規）と記入してください。（記載部分にもれないようお願いします。）

※2 「定数」欄は、委員の定数と公募委員の定数を記入してください。

※3 「年代別委員数」欄は、現委員を年代別、男女別に報告してください。

※4 「現委員数」欄は入力不要です。（合計が自動表示されます。）

※5 「採用者」欄は、応募者の中から選考された人数を記載してください。

※6 「選考方法」欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別を記載してください。

注：新設の予定がある場合は、名称の後ろに（新設予定）と記入し、記載できる部分のみ記入してください。

公募委員状況一覧（平成22年度）

	附属機関等の名称	担当課	募集公募 人数	応募者数			採用者		委嘱年月日	公募期間	選考方法
				総数	男性	女性	男性	女性			
1	特別職報酬等審議会（委嘱予定）	職員課	2	4	2	2	1	1	平成23年度委嘱予定	平成22年12月1日～12月20日	①
2	市民協働のあり方等検討委員会	コミュニティ文化課	3	7	5	2	2	1	平成22年7月1日	平成22年4月15日～5月6日	①
3	消費生活審議会	経済課	2	2	0	2	0	2	平成22年10月29日	平成22年8月1日～8月25日 平成22年10月1日～10月15日	①
4	環境審議会	環境政策課	4	4	3	1	3	1	平成22年7月27日	平成22年5月15日～6月16日	①
5	緑の基本計画検討委員会	環境政策課	3	6	2	4	1	2	平成22年6月30日	平成23年4月15日～5月10日	①
6	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	5	7	3	4	1	4	平成22年7月1日	平成22年5月1日～5月23日	①
7	保健福祉総合計画策定委員会	地域福祉課	4	6	2	4	2	2	平成22年12月21日	平成22年10月1日～10月22日 平成22年11月15日～11月30日	①
8	介護保険運営協議会	介護福祉課	3	4	2	2	2	1	平成22年5月1日 平成22年11月1日	平成22年 3月15日～4月 5日 平成22年 9月 1日～9月20日	①
9	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	2	3	1	2	1	1	平成22年10月29日	平成22年6月1日～6月25日	①
10	都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画課	5	12	9	3	3	2	平成22年8月31日	平成22年7月15日～7月29日	①
11	住宅マスタープラン策定委員会	まちづくり推進課	3	4	2	2	1	2	平成22年9月17日	平成22年6月1日～6月15日	①
12	地域公共交通会議	交通対策課	5	15	8	7	2	3	平成23年4月1日	平成23年2月2日～2月25日	①
13	奨学資金運営委員会	庶務課	3	4	3	1	3	0	平成23年5月18日	平成23年3月1日～3月28日	①
14	企画実行委員	公民館	30	31	18	13	18	12	平成22年7月21日	平成22年5月16日～6月11日	③
15	（仮称）貫井北町地域センター建設市民検討委員会	公民館	6	15	7	8	3	3	平成22年7月1日	平成22年4月16日～4月30日	④
合 計			80	124	67	57	43	37			

※選考方法欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別を記載。

パブリックコメント実施状況（平成22年度）

	施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表	検討結果
					人数	件数		
1	第4次基本構想・前期基本計画	企画政策課	平成22年5月2日～平成22年6月1日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	17	66	平成22年7月15日	一部修正
2	配偶者暴力対策基本計画（案）	企画政策課	平成22年5月15日～平成22年6月14日	同上	5	30	平成22年8月1日	一部修正
3	新庁舎建設基本構想（案）	企画政策課	平成22年11月22日～平成22年12月21日	同上	60	151	平成23年2月1日	一部修正
4	明日の小金井教育プラン（案）	庶務課	平成22年7月1日～平成22年8月2日	同上	6	25	平成22年10月1日	一部修正
5	公共下水道プラン	下水道課	平成22年12月15日～平成23年1月17日	同上	1	2	平成23年3月1日	原案どおり
6	新産業振興プラン素案	経済課	平成22年12月16日～平成23年1月17日	同上	1	3	平成23年2月15日	原案どおり
7	緑の基本計画	環境政策課	平成23年1月14日～平成23年2月14日	同上	8	20	平成23年7月1日（予定）	一部修正
8	農業振興計画素案	経済課	平成23年2月1日～平成23年2月28日	同上	4	23	平成23年5月1日	一部修正

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りがないよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
		附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
				2項	委員の任期は3期までとする。	
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請求による市民投票	18条	1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項	市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項	投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票の期日	19条	1項	市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項	告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項	市長は、市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項	市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条		市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
投票結果の尊重	22条		市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。			
規則への委任	23条		この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条		

※6章市民投票は「小金井市市民投票規則」

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項	
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整		
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	1項	日常的な協働のための拠点の設置		
				2項	活動拠点の運営等		
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	22条・ 23条	
		推進会議の 役割	27条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言		
				2項	提言及び市長の意見の公表		
		推進会議の 構成等	28条	1項	12人の委員で構成		
				2項	公募委員		
				3項	正・副委員長の設置		
				4項	正・副委員長の任務		
推進会議 委員の任期	29条	1項	任期2年・3期まで				
		2項	補欠委員の任期				
		推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条	
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任		
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。		
			2項		市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。		
		経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外		
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定		

小金井市市民参加条例の手引（改正分）

第 6 章 市民投票

（市民投票）**第 16 条** 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。**【趣旨】**

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。

【説明】

- 1 市民投票の制度には、個別の事案が出てきた段階で、その都度議会の議決を得て条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者、市民投票の実施期日など、市民投票に関するルールをあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する「常設型」に大別できます。

本市の場合は、平成 21 年 3 月の第 2 回小金井市議会臨時会において小金井市市民参加条例の改正案が議員提案され、全会一致で可決されたことにより「常設型」の市民投票制度が創設されています。

- 2 市民投票制度は、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法であり、地方自治の基本である間接民主制を補完するための制度として位置づけられています。しかし、市民投票は、その社会的、政治的影響の大きさからして、特に重要な政策で、かつ、市民の間又は市民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があり、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合についてのみ実施されるべきものです。

したがって、制度運用に当たっては、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、市民参加の手続における最終的な手段として活用されるべきであり、他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定される必要があります。

- 3 市民投票は、市長が執行することとしていますが、市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会に委任するものとします。選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会で、投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、市民投票の実務については、市長から選挙管理委員会に委任することとします。

【関係規則】

規則第 2 条、規則第 3 条

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの
 - (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの
- 2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

【趣旨】

本条は、市民投票の投票資格者の年齢や市内在住、外国籍市民の要件について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票は、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、公職選挙法に規定する選挙権を有していなくても、できる限り幅広い市民が投票に参加できることが望ましいと考えられます。このため、未成年者についても投票資格者に含めることとします。しかし、未成年者については、事理を弁識する能力や、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響などを考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないと考え、年齢要件については満18歳以上としています。
- 2 永住外国人は、相当期間、日本で生活していることから、日本の社会生活や文化、政治制度を踏まえ、居住地の市民投票に付す事項の内容等につき、自らの意思を表明するため、投票に参加できることが望ましいと考え、投票資格者としています。
- 3 地方自治法第18条及び公職選挙法第9条において、選挙権に「3か月以上」の住所要件を設けたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからです。本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3か月以上」としています。
- 4 満18歳及び満19歳の者並びに永住外国人については、公職選挙法の適用がないため、同法の規定による犯罪等による失権者の確認ができません。満18歳

及び満19歳の者並びに永住外国人に係る失権者の確認ができない以上、満20歳以上の日本国籍を有する者についてのみ犯罪等による失権者を適用し、投票資格者名簿から削除することは、公平性を欠く取扱いとなるため、必要な資格要件を満たす者は、全員投票資格者名簿に登録することとします。

ただし、成年被後見人については、事理を弁識する能力を欠くという理由から、公職選挙法第11条第1項に準じて、市民投票の投票権を有しないこととします。

【関係規則】

規則第4条、規則第5条、規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第9条、規則第10条

(市民からの請求による市民投票)

- 第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。
- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
- 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。
- 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
- 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

【趣旨】

本条では、市民投票は、市民からの請求によることとした上で、市民投票の対象事項、適用除外事項、経費の取扱い及び市議会の協力について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票の請求に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考としています。実際に署名収集が可能な数であり、また、請求の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の100分の13以上としています。
- また、市民投票の請求は市民からの請求のみを規定しており、他の自治体で採用されている議会からの請求や市長からの発議は規定していません。
- 2 市民投票制度は、直接市民に意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、市民投票の請求に当たっては、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしています。
- 3 市民投票の対象となる「市政の重要事項」とは、市民投票制度の趣旨から「市全体に重大な影響を及ぼす事案で、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるもの」といえます。したがって、対象事案は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。
- そのため、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならないとした上で、市民投票の対象事項から除外するものについて列挙するネガティブ・リスト方式を採用しています。

(1) 法令の規定により市民投票を行うこととされている事項

既に法律上で住民投票を行うことができる制度が確立されている事項については、法令の規定に基づいて住民投票を実施することが適当であるため、適用除外としています。

(具体例)

- ・ 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票
- ・ 議会の解散、議員の解職、市長の解職等を求める住民投票

(2) 税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項

地方自治法に規定する直接請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、適用除外としています。なお、地方自治法において、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項については、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該地方公共団体の財政に与える影響について十分検討されないまま容易に請求が成立する可能性があるため適用除外としているものです。

(具体例)

- ・ 市民税の税率引下げ
- ・ 公共施設の使用料の引下げ

(3) 特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項

市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その影響が、特定の地域に限られるような嫌悪施設に係る事項については、適用除外としています。その理由の一つとしては、特定の地域について市民投票を実施した場合、直接的な利害に関わらない多数の市民の意見が少数の意見を封じ込めるような不合理を避けるためです。

なお、嫌悪施設とは、施設に対しての必要性は認識するものの、自分たちの地域には建設して欲しくないとする感情を持つ施設をいいます。

(具体例)

- ・ 可燃ごみ処理施設

4 市長は、市民投票の請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。したがって、その財源的裏付けとなる予算について、自らの権限に基づき提案し、議会は市民投票の円滑な実施に協力するものとしています。

【関係規則】

規則第11条、規則第12条、規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条、規則第20条

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、市民投票の期日について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票を実施する場合は、その旨の告示を行うとともに、確実に市民投票を実施するために、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運動が行われるために必要な期間を考慮し、告示の日から起算して90日を超えない範囲内において投票日を設定することとしています。
- 2 他の選挙との同日実施については、投票率の向上や経費の節減等のメリットが考えられるとの意見もありますが、市民投票の投票資格者には未成年者や永住外国人の方も含まれ、運用上は投票所を別々に設置する必要があります。しかし、このことが、未成年者や永住外国人の方のプライバシーを侵害するおそれがあることに加え、他の選挙における候補者の公約や論点が市民投票の争点と重なった場合において、市民投票の投票運動と当該選挙の選挙運動の区分が困難となり、投票運動のつもりで行った行為が選挙運動と認定され、公職選挙法違反に問われるおそれもあることから、投票運動に参加される市民を保護するという観点からも他の選挙との同日実施は、避けるべきと考えられます。

【関係規則】

規則第21条、規則第22条

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

【趣旨】

市長は、市民投票を実施する場合に、当該市民投票の対象事案に関する情報を市民に提供することを規定しています。

なお、その場合市長は、事案についての中立性を保持しなければなりません。

【説明】

市長は、市の情報を管理するという立場において、市民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考えられることから、公平性や中立性に十分配慮しつつ、市報やホームページ等により市民投票の対象事案に関して、市民が判断を行うために必要な情報を公開する責務があります。

また、必要に応じて公開討論会等の情報提供のための施策を行うことも想定しています。

【関係規則】

規則第23条

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

【趣旨】

本条は、市民投票の請求に関する制限について規定しています。

本条例による市民投票を実施した場合は、当該市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は同旨の事項について、市民投票の請求を行うことはできません。

【説明】

市民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で市民の総意が変化するとは考えにくいことです。また、短期間に市民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。

一方で、同一の事案について再度の市民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年間程度の制限期間を設けることが適当と考えます。

また、新たに重大な事柄が発生する等、新たな局面を迎えた場合には、市議会や市長が初回の市民投票の結果も含めた市民の意向を酌み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に市民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主主義の原則と初回の市民投票の結果を尊重し、制限期間を2年間とすることが妥当であるといえます。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければなりません。

【説明】

- 1 市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市長及び市議会の権限に対し、法的拘束力を有するものではないことに留意する必要があります。
- 2 市民投票の結果がそのまま市の決定となるものではありませんが、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達していれば、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければなりません。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任規定です。この規定に基づき、市民投票に必要な事項を小金井市市民投票規則で規定しています。

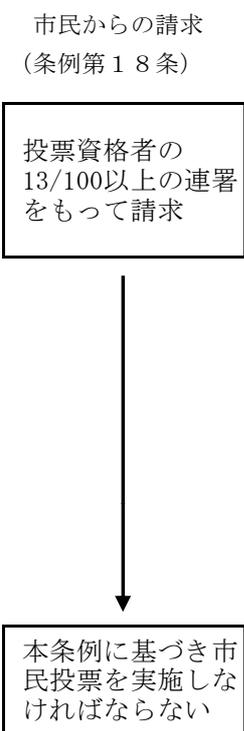
【説明】

本規定に基づき「小金井市市民投票規則」を定めています。

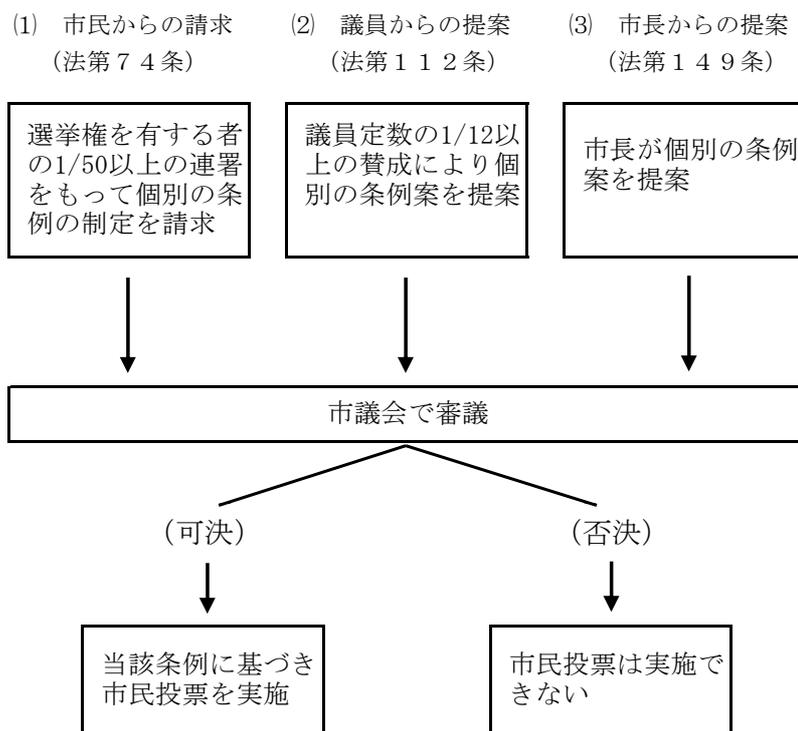
参考（第18条関連）

小金井市市民参加条例（以下「条例」という。）に規定している市民投票制度とは別に、地方自治法（以下「法」という。）の規定に基づき、個別の条例を制定した上で市民投票を実施することもできます。

●小金井市市民参加条例の規定による市民投票



●地方自治法の規定に基づく個別の条例制定手続による市民投票



提案	政府の対応
1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備	
<p>寄附税制の見直し</p> <p>税額控除の導入</p> <p>認定NPOの「仮認定」とPST（パブリック・サポート・テスト）基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ</p>	<p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <p>所得税の税額控除制度の導入（平成23年分から適用） 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益法人等に対する寄附について、所得税において、所得控除との選択制で、新たに控除率40%（都道府県と市町村がともに控除の対象としている場合、住民税と合わせて50%）の税額控除を導入した（所得税額の25%を限度）。</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号。以下「分離税制改正法」という。）により措置。 2. 「一定の要件を満たす公益法人等」は、PST（パブリック・サポート・テスト）と同様の要件と情報公開の要件を満たす公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人。 <p>2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し</p> <p>〔PST基準の見直しについて（平成23年6月30日施行（注））〕 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（PST：パブリック・サポートテスト）については、分離税制改正法（国税・地方税）による平成23年度税制改正により、従来の相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）の他に、絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）又は事務所所在地の自治体の条例による個別指定のいずれかを選択できることとされ、改正NPO法により創設される新認定制度においても同様の基準を設けることとした。 なお、新認定制度においては、所轄庁が認定を行うこととし、認定の基準を緩和したことに伴い、きめ細やかな監督を実施するため、所轄庁は必要に応じて監督権限（報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し）を行使できることとした。</p> <p>（注）新認定制度については平成24年4月1日施行</p>

提案	政府の対応
<p>認定NPOの「仮認定」とPST（パブリック・サポート・テスト）基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ</p> <p>自治体が寄附金の対象とするNPO法人の指定を可能にする</p> <p>個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ</p> <p>信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討（信託及び公益信託）</p>	<p>〔仮認定について（平成24年4月1日施行）〕 特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の改正により、新認定制度を創設し、設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実に鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定（有効期間は3年間）により税制優遇を受けられる制度（仮認定制度）を導入した。 なお、経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定を受けられることとした。</p> <p>〔みなし寄附金限度額の引き上げについて〕 平成23年度税制改正大綱において「社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい額）に引き上げる」こととされたみなし寄附金については、改正NPO法において、その他事業の停止命令に関する規定を設けたことを踏まえ、上記限度額へ引き上げる政令改正を行うこととしている。</p> <p>3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）</p> <p>(1) 寄附対象団体の拡大 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とできることとした。</p> <p>(2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用） 個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方自治体に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとした。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合返還義務の生ずるもの（負担付き寄附）を除くこととした。（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）</p> <p>(3) その他 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げた。</p> <p>平成23年度税制改正大綱において、「特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税の創設」が決定され、これを盛り込んだ分離税制改正法が平成23年6月に成立し、施行されたところ。</p>